

潮風を感じて.....

ましけ町

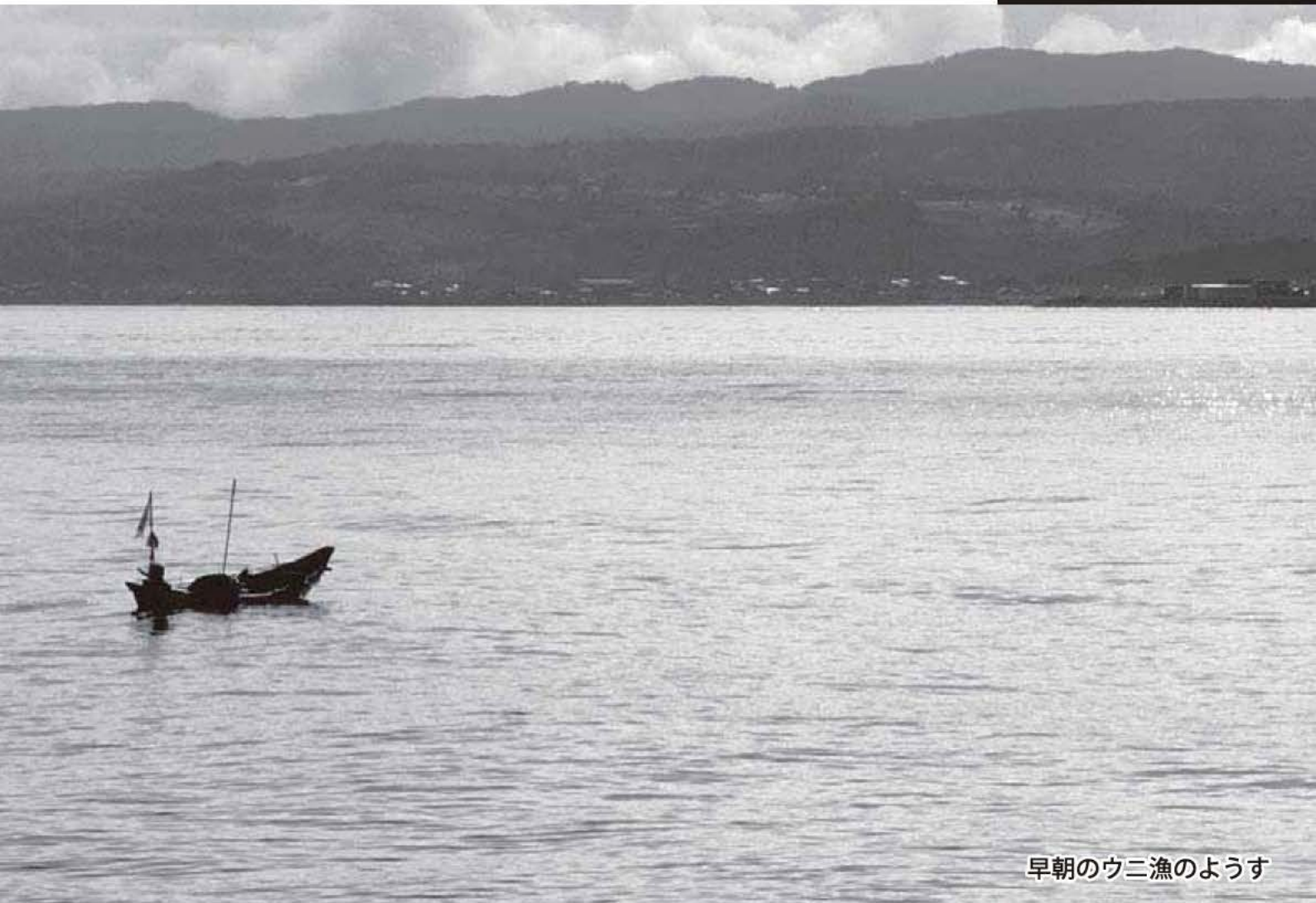
# 議会だより

あなたと議会をむすぶ



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会  
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311



早朝のウニ漁のようす

第1回臨時会	新しい議会構成決まる .....	2P
第1回定例会	一般会計など10会計予算可決 .....	4P
	一般質問 .....	5P
第2回定例会	一般会計など8会計予算可決 .....	19P
	行政報告 .....	20P
	一般質問 .....	22P
	議会のうごき、編集後記 .....	36P



第 141 号  
第 142 号

## 合併号

平成27年8月5日

第1回 臨時会

新しい議会構成決まる

改選後初の町議会は、去る5月11日に招集され、議長、副議長の選挙、常任委員の選任など新しい議会構成が決まりました。



岩崎 俊一

副議長

今期の抱負

観光産業の振興、商店街の活性化、生活環境の整備、福祉・介護の充実などを目指して頑張りたいと思います。

また、この度副議長に選任されました。議長を補佐して、議会がスムーズに運営されるように努力したいと思います。



佐藤 善一

議長

今期の抱負

人口減少と高齢化に歯止めがかからない。最近「消滅可能性都市」と呼び、町が消滅してしまうという説もある。そうならないためにも町の基幹産業をしっかり、そこに後継者が残るような魅力ある産業になるよう支援し育てて行く事が大事だと考えています。



西山 征二

監査委員（議員選出）

今期の抱負

議員は行政をチェックする役目がありますが、特に私は監査委員として毎月収支の外に住民の方々の声が隔々まで正しく伝わり、各職員が最大限の努力をして、事に当たっているか等細部にわたり、チェックをしてみたいです。



豊田 敏巳

議会運営委員長

今期の抱負

町民と議会とのパイプ役として、理事者と議会との連携を密にして、住民の方々が住んでいて良かった、また将来に希望の持てる町に思えるよう、共に積極的に議会運営に当たってまいります。



小田 緑

産業厚生常任委員

今期の抱負

3期12年間『くらし・防災・教育・福祉』等、町民の皆様の声を議会へ真っ直ぐに届けてきました。

公約に掲げた多くの課題解決のために、真摯に議会活動に取り組み、皆様と共に「支えあいの増毛（まち）づくりを目指して」行きます。



飛内 真吾

産業厚生常任委員長

今期の抱負

今回の改選により、4年間の任期をいただきました。町理事者の体制も新しくなった中での4期目であります。

今までは常任委員会の副委員長として働いてきましたが、今度は委員長として、皆様方のために頑張ってまいります。



## 松倉 清道

議会広報特別委員長  
今期の抱負

お陰様で町民が参加する議会を目指し、2期目を迎えております。今期は議会広報の委員長として、町民の現状、生の声を明日に向かって発信するよう、具体的な尽力をいたします。ご期待ください。



## 菅原 幸弘

総務文教常任委員長  
今期の抱負

以前、全国の市町村議員に対し有権者の70%以上が失望感を抱いているとの報道があった。この度の我が町の選挙の経緯と結果を推察すると如実にそれが感じられる。私は、住民の目線にあった議会改革に取り組みたい。



## 土橋 文夫

総務文教常任委員  
今期の抱負

1. 子育て世代の仕事や住環境。
2. 人口減少対策や観光客の増加対策。
3. 民間集合住宅や新築住宅の助成金制度。
4. 子供達が自然とのふれ合いや、子供物作り体験広場の開催。



## 大井 紀美恵

産業厚生常任委員  
今期の抱負

議会議員選挙において当選を果たし、緊張と責任感で身の詰まる思いです。厳しい時代に生まれ育つ子、また高齢者や町民の方々が笑顔で楽しい毎日を過ごせるよう、何をすべきかを考え「初心忘れるべからず」を基とし邁進したい。

## 議員紹介の見方

議員近影  
臨時会時  
に撮影

### 議員氏名

### 主な役職

今期の抱負

各議員の今期の抱負

※議席の降順に紹介しています。



## 酒井 倫明

総務文教常任副委員長  
今期の抱負

「共に支えあえる町を目指して！」頑張ります。

各常任委員及び議会運営委員の外に第1回臨時会で選任・同意・推薦された各委員等を紹介します。

議会広報特別委員会  
委員長 松倉 清道  
副委員長 酒井 倫明  
豊田 敏巳  
小田 緑  
大井 紀美恵  
土橋 文夫

増毛町監査委員(議員選出)  
西山 征二  
増毛町農業委員会委員  
飛内 眞吾  
留萌南部衛生組合議会議員  
菅原 幸弘  
松倉 清道  
酒井 倫明

第一回定例会

平成27年度  
一般会計など10会計  
予算可決

第一回定例会は3月11日に開  
会し、会期を10日間と定め、条  
例の改正及び一般会計ほか5会  
計の補正予算などを審議した結  
果、いずれも原案どおり可決し  
ました。また、一般会計など10  
会計の新年度予算と予算に関連  
する条例の改正などの議案は予  
算等特別委員会（村山委員長）  
に付託して審査し、最終日に結  
果が報告され、いずれも原案ど  
おりに可決されました。また、  
副町長に石垣芳夫氏、教育長に  
佐藤敏治氏、固定資産評価審査  
委員に南明恵氏の選任案に同意  
しました。  
3月19日に行われた一般質問  
には7名の議員が登壇し、理事  
者へ考えを質しました。要約し  
た内容を次項よりお知らせしま  
す。

審 議 結 果

No.	件 名	結 果
1	安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の採択をもとめる陳情について	採 択
2	TPP交渉等国際貿易交渉に係る要請について	採 択
3	農協関係法制度の見直しに関する要請について	採 択
4	頑張り増毛応援寄附条例の一部を改正する条例	原案可決
5	増毛町公共下水道設置条例の一部を改正する条例	原案可決
6	平成26年度増毛町一般会計補正予算	原案可決
7	平成26年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算	原案可決
8	平成26年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算	原案可決
9	平成26年度増毛町診療所事業特別会計補正予算	原案可決
10	平成26年度増毛町介護保険特別会計補正予算	原案可決
11	増毛港湾施設の貸付けについて	原案可決
12	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	増毛町行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決
14	増毛町職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
15	特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
16	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
17	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例	原案可決
18	増毛町課設置条例の全部を改正する条例	原案可決
19	増毛町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
20	増毛町都市計画審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
21	増毛町プレジャーボートスポット運営審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
22	増毛町港湾審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
23	増毛町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
24	増毛町立保育所条例の一部を改正する条例	原案可決
25	増毛町さくらますモルト化施設指定管理者の指定について	原案可決
26	増毛町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例	原案可決
27	増毛町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
28	増毛町地域包括支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
29	増毛町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定について	原案可決
30	増毛町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
31	平成27年度増毛町一般会計予算	原案可決
32	平成27年度増毛町国民健康保険特別会計予算	原案可決
33	平成27年度増毛町観光施設事業特別会計予算	原案可決
34	平成27年度増毛町診療所事業特別会計予算	原案可決
35	平成27年度増毛町介護保険特別会計予算	原案可決
36	平成27年度増毛町公共下水道事業特別会計予算	原案可決
37	平成27年度増毛町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
38	平成27年度増毛町水道事業会計予算	原案可決
39	平成27年度増毛町簡易水道事業会計予算	原案可決
40	平成27年度増毛町砕石事業会計予算	原案可決
41	安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書	原案可決
42	TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書	原案可決
43	農協関係法制度の見直しに関する意見書	原案可決
44	増毛町固定資産評価審査委員会委員の選任について（南明恵氏）	同 意
45	増毛町副町長の選任について（石垣芳夫氏）	同 意
46	増毛町教育長の任命について（佐藤敏治氏）	同 意

一般質問

豊田議員

閉校後の校舎利用について

Q 別な施設に作り替えては  
A 大規模改修は難しい

○豊田議員

今年3月に、別荘小学校と阿分小学校が閉校式を迎えた。

昨年、旧舎熊小学校が解体されたが、信砂小学校は平成18年3月に閉校されてから現在まで再利用の話もなく、木造校舎の傷みは年々ひどくなっている。

来年3月に閉校が決定している舎熊小学校は、まだ使える校舎だ。木造校舎の旧信砂小学校とともに、閉校した校舎の再利用はできないか。

○町長

信砂小学校は、平成25年度に財産処分に向けて、不動産鑑定

士に依頼し、校舎の鑑定評価を行った。また、グラウンド内の一部に国有地があるため、平成26年度に払い下げを受け、校舎の売却や貸与などの公募の準備を進めている。

別荘小学校の校舎は、昭和40年の建設で、雨漏り、水道管の漏水など、内部の老朽化も進んでおり、将来的には解体を考えている。また、体育館は昭和36年の建設だが、継続的な補修も行われており、今後も利用は可能と思われる。地域からの要望等も含め、跡利用を検討したい。

阿分小学校の校舎は、昭和57年の建設で、耐震化もクリアしており、地域の福祉施設や研修作業施設、民間の活用など幅広く検討・協議を行いたい。体育館は、昭和37年の建設で老朽化しており、解体が望ましいと考えている。

舎熊小学校の校舎は、平成2年の建設で、体育館も耐震改修工事を終えており、閉校後は地域のコミュニティ施設としての利用などが考えられ、地域・関

係者からの要望などを聞いて、有効利用の検討を進めたい。

○豊田議員

地域の再利用も当然必要だが、明和園もだいぶ古くなってきているので、保育所、幼稚園と一括で利用できないかと考えているかどうか。

○町長

まず、地域の方々と利用について相談をして、福祉施設の可能性があるかどうかも検討したいと思っている。ただ、子どもの施設は、保育所と幼稚園があるので、増やすことは考えていない。

○豊田議員

閉校して残った古い校舎で、よその学校の吹奏楽部やラグビー、サッカーなど、夏休み中に、学校のクラブを誘致して、再利用するという所も増えているが、検討ができないか。

それと、町の中で一人暮らしのお年寄りが増えており、舎熊地区では、冬の間、除雪するのが非常に難しいので、共同で生活できるような場を設けられな

いかという相談もある。地域のお年寄りを冬期間だけ面倒みるような施設に造り替えるというのも検討できないか。

○町長

クラブ活動の利用では、安価な宿泊の施設があれば、募集をしたいと思っているが、校舎を宿泊施設に替えるのは、非常にお金が掛かるので、検討しなければならぬ。

一人暮らしの方々の冬期間の住宅への改修は、公約の中で寄り合い住宅を取り上げているが、学校を改修するとなると、かなり大規模になると思うので、難しいと考えている。

○豊田議員

舎熊地区には、元阿分、朱文別、信砂も含めて、一人暮らしのお年寄りは30人以上いて、寄り合い施設があつたら良いという話を多くの人から聞いている。

普通の民間の住宅で、それだけの人数の参加者がいるときに、規模的にできるものなのかと考えると、小学校の施設の運用を検討してはどうかと思う。

○町長

予算等が、財政的に許すのであれば、検討はできると思う。

菅原議員①

活力ある地場産業づくり・住環境に配慮したまちづくりについて

Q 住環境整備の施策は

A 要綱を作成し早急に進めたい

○菅原議員

当町は一次産業の町だが、経営者は常に労働者不足に悩まされている。道内での求人に応募する人材が現れても、住環境の整った住まいを確保することができず、失敗に終わる例が多数あると聞いている。昨年6月の定例会で人口減少に関する一般質問の答弁では、民間企業に勤務する町外からの通勤者が約60名。また教職員に関しては、61名のうち18名が町外からだった。民間人は別として職責を考えると3割の教職員が町外から通勤していることに大変驚いた。基

幹産業の発展とともに税収や人口増加につながる求職者や町外からの通勤者を受け入れるためにも住環境の整備に対して、行政としてどのような施策を考えているのか。

○町長

町の基幹産業である農業、水産業、水産加工業の振興は不可欠であり、安定した産業が今後の当町の発展につながるものと考えている。そのために、雇用の確保も重要な要素なので、町外からの求職者を受け入れるためには、住環境の整備が必要であると考えている。これまで、町外への流出防止対策として、平成25年度から住宅リフォーム等補助事業を行い、住宅の改修等によって定住人口の確保を図ってきた。また、町外から求職者も含め当町に定住を希望している方に、町のホームページで空き地・空き家情報により町営住宅や民間アパートを紹介している。しかし、町営住宅入居の収入基準や軒数の少ない民間アパート等から、止むを得ず定住

を断念する方もいると思う。当町の住宅政策は、公営住宅が平成16年度を最後に建設されておらず、増毛小学校前の昭和46年、47年、48年の古い平屋建ての住宅の建替えは、平成31年度の計画だが、1年でも早く建て替えたいと思っている。

公約の住環境に配慮したまちづくりで、公営住宅の建替えと共に、民間集合住宅の建設促進を打ち出している。これは、町有地を提供し、建設費の一部を補助して民間にアパートを建設してもらおう計画で要綱を作成して早急に進めたいと考えている。また、交流人口の拡大の中では、空き家や町有地を活用した移住対策も進めたいと考えている。

○菅原議員

当町も財力は乏しいので、民間企業の力を借りるのが、財政的にも、共同作業としても求められていると思う。住宅リフォーム等補助事業は、経済の活性化にもなる。25年のリフォーム補助金942万円が町から出され単純経済効果で7500万円ある。

26年は、776万円に対して、少し減って4338万円となっている。やはり、民間の力を借りて、ともに当町を発展させる、その考えは捨てないで頑張っていたきたい。今回も補正予算で住宅促進事業のために200万円を補正しているが、補助を出す場合には、トイレの水洗化と下水道への連結を条件にして、補助金を例えば50万円出しても、何年かで水道・下水道料金として跳ね返ってくる。そのような条項を作りながら補助金の支出をする。ただ補助金を出すだけでなく、補助事業と関連しながら町に税収が上がるよう考えられないか。

○町長

移住政策の中でも、住宅が古くてもトイレが水洗であれば都会の方が住んでくれるという話も聞いているので、是非そういった条件を付けたいと考えている。

菅原議員②

町職員を生かす役場  
づくりについて

Q 住民サービスの職責を  
A 意識改革を進めたい

○菅原議員

町職員を生かす役場づくりという公約を掲げているが、この公約こそが以前から町民が求めているものと思う。

町長は、サッカーの指導者として長年関わってきた。サッカーはチームプレーが求められるスポーツ。職員が職責を果たすためには、これが一番大事である。公約の細目として、

- (1) 気配りや思やりで町民サービスを進める。
  - (2) 積極的に施策を提案する職員。
  - (3) 町民から親しまれる職員。
- とある。すべての職員ではないが、自ら果たすべく職責として長年欠落していたものが住民サービスに対する意識の希薄さだ

と思っていた。

すべての職員が住民サービスに対する意識改革ができると、町長の掲げた住み続けたい増毛、これが実現すると思う。

今後、どのような形で3つの細目を具現化するのか。

○町長

今後のまちづくりの力を握っているのは町職員だと、町民に訴えてきた。

- (1) 気配りと思いやりをもって町民サービスを進める職員は町民皆様をお客様と思い、高齢者も多くいる中で、優しさをもって対応してほしい。また、相手の目線に立って手となり足となるような町職員で、できるところまで、できなくなるまでやってほしい。

- (2) 当町の課題を整理し、財政状況を勘案しながら積極的に事業を進める職員づくりは、課題を整理し、有利な補助金を活用して、積極的な施策を提案・実施する職員が少ないので、配属されてから事業を考えるのではなく、日頃から町全体のことを考

えておく必要がある。これからは、職員に指示し、一緒に考え、進めていきたい。それが職員の能力を引き出し、後押しすることにつながると思う。

- (3) 町民から親しまれる職員・役場づくりについて、町民から信頼されるためには、自治会やスポーツ団体、文化団体に積極的に加入し親身になり、中心的な存在となって町民の中に溶け込む必要がある。国の地方創生でアイデア、発想のない自治体は消滅すると言われている。

私と職員全体で、さまざまな課題・問題が山積みで、危機感をもって行政を進めなければならぬ。課長等会議の中で、町民サービスについて意識付けをしている。

今後、職員と話す機会を多く持ち、意識改革を進めていきたい。

○菅原議員

明和園で、体調不良者が2名いたが、前理事者は抜本的な改革をすることなく、早期の対応の悪さが今回の状態を引き起こした。所属課だけにとらわれず、

緊急事態があったら状況を把握し、経験のある職員の中で配備することは可能か。

○町長

課の横断ではなく係の中でも、今の役場の中では協力関係がない。今の養護と特養の関係だが、がたがたになっている養護の方に特養から助け船は出せなかったのか。今そういう状況が生まれている。

まず、その課の中で助け合いをする。それから機構改革をやるので、横のつながりを大事にしてもらいたい。例えばサッカーでいうと、レンタル移籍のように忙しいところに何か月か送るということも、これからは考えていかなければならない。

○菅原議員

積極的に施策を提案する職員とあるが、「功は全て部下、罪は全て上司」こういう考え方はできるのか。昨年9月の一般質問で議会議決を忘れた件で質問した時に、答弁や謝罪の言葉は、担当課長と副町長で首長から部下をかばう発言がなかった。部

下が思いきったアイデアを出して失敗した時は、最終責任者である首長が責任をとる、そういう思いで職員を使えば、斬新的なアイデアが出てくると思うが、そういう考えができるか。

○町長

各課の職員と話をしている。提案という部分は、まだまだ、すぐには出てこないと思う。財政状況を考え有利な補助金を使

って町のことを進める職員、事業を進める職員。そういう提案が出てくることを期待する。

「功は部下に、罪は上司に」は当然のことで、課長等は事務をしながら管理もしていくようではない。課長等が、この仕事をやっていくということ、できることを自分でもやれば部下も一緒にやってやる、今これから実践しなければならぬと思う。



上野議員①

委託事業について

Q 係る費用は考慮しているか

A 盛り込み実施している

○上野議員

当町の委託事業を受託している町内の事業者・団体に対して支払われている事業委託費は、長年にわたり、各委託事業の純粋な事業費が支払われているのみで、事業に係る費用を一切考慮していないように思われる。

事業委託費は、本来は当町が自ら行うべき事務・事業等を他の機関に委託して行わせる場合の経費であり、補助金のように一部負担を考慮する助成費とは性格が異なる。よって、受託者には事業費だけではなく、事業の実施に必要な費用も含めた事業委託費を支払うべきではないか。また、経済産業省大臣官房会計課による委託事業事務処理マニ

ユアルを見ると、委託事業には人件費、事業費、再委託費、一般管理費といった項目が経費として算出されるよう例示されているが、これまで委託事業の事務処理についての国や道の指導等はされてこなかったのか。

○町長

現在、当町では町内外の事業者へスクールバス等輸送業務やリバーサイドの管理、除雪業務、電算処理業務等多様な事務事業を委託している。事業の委託にあたっては、見積書から、内容を精査のうえ、相対により委託契約をしており、事業に係る費用は全て盛り込み実施しているため、事業に係る費用を一切考慮していないということはない。なお、経済産業省が作成したマニュアルは、経理処理に関する基本的な考え方を示した経済産業省内部の手引書であり、市町村の事務処理に関して国または道から指導されたことはない。

○上野議員

以前、当町には季節労働者の

方で仕事のない冬期間に、役場、消防、明和園など町の除雪業務を請け負っていた企業組合があったが、そこでは事務職員を2人雇用していた。しかし、その事務職員の給与は委託費では賄えず、自分達が得た除雪業務のお金の中からカンパを出していたということがあった。残念ながら、企業組合は現在潰れてしまったが、そのほか、今現在、社会福祉協議会が請け負っている生きがいデイサービス事業も、事業費は出ているがそこに關わる職員の経費は盛り込まれていないのか疑問を感じる。また、冬期間の除雪費、高齢者向けの除雪サービス事業についても同様に感じる。その点について今後、考慮してはどうか。

○町長

生きがいデイサービス事業の事務経費については、社会福祉協議会に職員給与にあたる部分を補助金で出しているので、担当する職員の経費も含めて盛り込んでいると理解している。除雪サービスについては、最終的



に除雪業者からの請求に基づいて実費で支払っているので、全く経費を盛り込んでいないということはないと思っています。

○上野議員

今後、もし、高齢者事業団の設立を検討し、仮に社会福祉協議会がその事業を受託した場合、現状の職員の人数では受託事業がどんどん増え、職員の方は厳しいのではないかなと思っています。その都度、事業費に事務経費を見込んでいかなければ職員は忙しくなる一方と思われるが、どのように考えるか。

○町長

高齢者事業団、シルバー人材センターということは公約にうたっている。この件については社会福祉協議会と相談を既にしており、早いうちに立ち上げたと思っています。しかし、全道的に高齢者事業団の問題点として事務職員の給料を含む運営費が挙げられる。その運営費を高齢者事業団の中で賄っていいのかなど、今後、社会福祉協議会と話し合い仕事が多くなってい

ければそれに対する職員を配置しなければならないと考えている。

上野議員②

市場化テストについて

Q 業務の民間委託を  
A 必要性を調査研究したい

○上野議員

地元経済の活性化、住民の収入増、公共サービスの質の向上や行政運営の効率化のために、町の業務を委託事業として民間に開放し、委託事業事務取扱要綱等を整備し、委託事業がビジネスとして成立するよう条件を整えることが必要ではないか。道は「北海道市場化テスト」として積極的に業務の民間委託を進めているが、当町でそのような考えを持つことができるか。

○町長

当町では質の維持向上と業務の効率化等を考慮し、各種事業を業務委託している。基本

的には、町内業者ができるものは町内業者へ、できないものについては町外業者へ委託し、業務委託にあたっては、過去の実績や事業規模等を考慮し、見積書を確認した上で決定し、事業を実施している。「北海道市場化テスト」実施規程のような要綱等の策定については、道と町の自治体規模の違いもあることから、必要性も含めて今後調査研究したい。

○上野議員

町広報の発行業務について、これを取材からすべて民間に委託する。また、徴税業務を、委託することについてどのように考えるか。

○町長

当分の間、今の状況で行うが、必要性等がでてきたら検討したい。



渡部議員①

町職員を生かす役場づくりについて

Q 町内企業に派遣しては  
A 2・3日なら可能かと思う

○渡部議員

町長は、町民サービスに徹する職員、町の課題を探り事業を進める職員、町のセールスマンとなる職員づくりが必要であると言っていた。特に町民サービスに徹する職員については、主に窓口対応についての問題が一番重要だと思う。数年前から始めた電話の接遇研修により、電話の対応は改善しているところがあるが、まだ徹底しているとは言えない状態。全職員が町長の意を酌んだ対応ができれば、役場の風景も変わるのではないか。

○町長

初登庁の訓示で「増毛町の力を握っているのは町職員だ」

と話した。気配りと思いやりをもって町民サービスを進める、役場に来る町民の皆様をお客様と思ひ、優しさをもって応対し、相手の目線に立つ町職員であつてほしい。また、当町の課題を整理して、財政状況を勘案しながら積極的に事業を進める職員づくりでは、町長、副町長になつたつもりで、日頃から担当の職務だけではなく、町全体のことを考え、課題を整理し、有利な補助金を活用して積極的に施策を提案、実施する職員になつてもらいたいと思つている。

町民から親しまれる職員・役場づくりだが、町民から信頼されるためには、町内に積極的に入つていき、中心的存在となつて町民の中に溶け込むことが必要だと思ふ。国の地方創生でアイデア、発想のない自治体は、消滅するとも言われているので、危機感を持つて行政を進めなければならぬと思ふ。粘り強く、町職員に対して指導していきたい。

○渡部議員

町民サービスに徹する職員、特に窓口の対応についてどのようになつていくのか。行動力と豊かな発想によつて役場を変えるという言葉は、非常に魅力的で期待するところである。窓口で町民の方が来たら、職員の方から声を掛けることが、良いのではないかと思ふ。マニュアル化してはどうか。

○町長

職員から、声かけができるように、指導したい。

○渡部議員

町内の金融機関や企業に、人材交流の事業として数か月職員を派遣し、役場の外から自分達の仕事を見つめたら、違つた角度で気づきがあると思ふがどうか。

○町長

道に研修に行つてゐるが、民間にはない。数か月研修に行くのは無理がある。そういうことのできるのであれば、2・3日だと可能かと思ふ。

渡部議員②

こども園について

- Q 今後必要との意見があるが
- A 状況を勘案し検討したい

○渡部議員

お母さん方の声として、幼保一体型の認定こども園が今後必要という意見がある。今直ぐに、そのような施設を造ることはできないとしても将来的に、環境を整える方向で考える必要があると思ふがどうか。

○町長

子育て中のお母さんから、「幼稚園と保育所が一体となつた認定子ども園が必要ではないか」という意見があることは承知している。一方で「幼稚園での教育を続けてほしい」という意見もある。

幼稚園と保育所の施設及び保育の状況を勘案しながら、将来的には認定子ども園の設置も検

討したいと思つているが、それまでは現在ある施設を利用した教育・保育事業を継続したいと思ふ。

○渡部議員

今は国でも女性の力を使って、社会を活性化する政策が出され、共働きが非常に増えており、幼稚園だと時間的な問題があつて保育所ということになるが、なかなか選択が難しい。

なので、柔軟に子育ての環境を整えていかなければいけないと思ふが。

○町長

幼稚園はひとクラス12人くらいで推移しており、4・5歳児を幼稚園に全部もつていって、こども園ということも検討したが、給食施設などの問題でできない。それと、所管する教育委員会とも協議をしたが、幼稚園の教育はできる限り続けて欲しいとの保護者の希望がある。今、問題なのが、保育所の1・2歳児が過密で、今回は全体で60人くらい申込みだが、昨年の暮れには定員より多くなつたこと

もあり、将来を見据えた中で、保育所を活用して、認定こども園化ができないか検討している。

**渡部議員③**

**自治会活動の応援について**

**Q** 高齢化、再編を促しては  
**A** 意見を伺い検討したい

**○渡部議員**  
町長は公約に、地域担当者制度、ふるさと応援隊の導入など、自治会活動の支援を挙げました。具体的な内容を聞きたい。

また、自治会は会員の減少や高齢化に伴って、自治会再編成に取り組む必要があるのではないか。その後に担当者制度、ふるさと応援隊等の施策を進める方が良いのではないか。

**○町長**  
地域担当者制度は、地域が抱える身近な問題の解決に向けて、町民と職員が一緒に考えるところに、地域と行政のパイプ役と

して、地域密着型の行政を展開しながら、地域の声を町の政策に反映することを目的として担当職員を配置するもの。また、ふるさと応援隊は、一般的に応援したい市町村の観光PRやさまざまな情報発信を町の内外で行う個人・法人である。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱している。隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組である。

自治会の中には、会員の高齢化や会員数の減少により自治会を維持することが難しい所もあると聞いており、実際に自治会館の撤去を行ったり、自治会合併の相談を受けているところもある。自治会の再編は、行政か

らの提案が良いのか、自発的な合併等による再編が良いのか難しいところであるが、連合自治会長会議で意見を伺い、検討したいと思う。また、地域担当者制度についても、現段階では、連合自治会単位を基本として数名の担当職員を配置することを検討している。地域おこし協力隊については、どの分野の活動を求めているのか、希望する隊員が当町で自分のスキルを活かして、地域にどのような貢献ができるのかのマッチングとしても捉えていく必要があると考えている。今後、隊員の受入れに向けて、住居の確保や募集する内容等を早急に検討したいと思っている。

**○渡部議員**

以前の質問でも自治会の自主的な意見で合併するのが良いとの答弁であり、今回も似たような答弁だと思う。しかし、時間だけが経って、実際に10軒前後の自治会が高齢化で役員の人選に苦慮している現状を考えた時、役場の方が指導して再編を促す

ことも私は必要だと思う。

**○町長**

自治会の再編に関しては役場からの提案が良いのか、町内の自発的な合併が良いのか、連合自治会長会議で示して意見を聞き、町から再編した方が良いとなれば、自治会長会議の中で示して進めていくことになると思っています。

**○渡部議員**

地域おこし協力隊について、以前提案したが、まだ当町に導入されていない。100%国の予算で措置される制度であり、都市部の若者が田舎に来て、彼らの持っている能力を使って、この町に貢献できるように活動をする。この間、国会で、国土交通大臣が地域おこし協力隊の定住率は60%という答弁をしていた。当町は、過疎化で若い人達が少ない。若い力を導入することによって町も活性化すること。この地域おこし協力隊について、積極的に推進しては。

**○町長**

地域おこし協力隊を管内で導

入していないところは、当町だけである。補助は、400万円ぐらい地方交付税に参入されるのではなかったかと思うが、一番の問題はどの分野で活動してもらうかということだ。農業分野だとか、いろいろな分野があるので、マッチングを十分考慮に入れて、導入したいと考えている。

### 西山議員①

#### 別荘共同墓地の整備について

**Q** 水道設備を設置しては  
**A** お盆までに対応したい

#### ○西山議員

山頂からの雨水により通路が水浸しになり、墓に水が入っていたが、昨年240万6千円の予算で整備されたので、当面は側溝の様子を見る必要があると思う。また、共同墓地に水道設備がないため、地元の住民は苦労しており、地方から来る方々

は、水を持ってこない人が多いので、水道設備を設置することができないか。

#### ○町長

墓地へお参りに来る方々の利便性を図るために、早急に別荘共同墓地利用組合と協議し、6月議会で補正予算を提案し、お盆時期前までには対応したい。

#### ○西山議員

別荘共同墓地内にある無縁墓地の中には、昭和20年8月22日に小笠原丸で遭難した方のお骨が入っている。戦後70年経っており、増毛にある慰霊碑に納めるか、慰霊するかできないか。

#### ○町長

戦後70年という節目の年であるが、小笠原丸の犠牲者のお骨もたくさん入っているということなので、増毛の慰霊碑に入れることも含めて、関係機関と相談して進めたい。



### 西山議員②

#### 今年度で定年退職する職員の処遇について

**Q** 知識を活かす職務を  
**A** 希望に沿い任用したい

#### ○西山議員

(1) 定年の延長なのか、再雇用なのか。また身分と役職はどうなるのか。

(2) 給料はどのようになっているのか。再任用職員の給料表では、1級から6級までであるが、再任用職員はどのようにして決められるのか。

#### ○町長

(1) 身分は、定年延長ではなく再任用職員である。平成25年3月に「国家公務員の雇用と年金の接続について」閣議決定され、国家公務員の雇用と年金の接続に係る「再任用制度」が決定したが、地方自治体も同様の措置を取るよう要請され、当町では、同年12月に再任用に関する取扱

要綱を一部改正し、平成26年度から、定年退職職員に対し、再任用制度の運用を開始した。職務は2つの分類とし、「主任又はこれに相当する職務」と「専門主事、専門技師又はこれに相当する職務」としている。

(2) 給料については、主任相当職は再任用職員3級の給料とし、専門主事、専門技師相当職は2級の給料としており、昇格、昇給はしない。任用については、

職員の従前の勤務実績に基づく選考による採用とし、職員の知識、経験、適正等を総合的に勘案して決定する。手当については、扶養手当等の一部の手当以外の諸手当を支給できる規定となっており、休暇や福利厚生関係も定年前の職員と同様にして

いる。

○西山議員

再任用の年数は、何年間を予定しているのか。

○町長

今年度の退職者については、原則1年で、延長があり得る。昭和30年、31年生まれでは、年

金の接続の問題があつて、2年となり、以後2年ごと1年ずつ延びていく。

○西山議員

職員は過去様々な部署を回ってきているので、相当な知識を持つている。それを生かすような職務を選択してはと思うが。

○町長

原則として、職員に希望を取って再任用をする。今年度に限っては、ほとんどが現在の職場での希望なので、希望に沿って任用したいと考えている。

西山議員③  
不納欠損処分について

Q 平等ではないと思うが  
A 滞納整理に向け努力したい

○西山議員

毎年3月末に不納欠損がなされるが、今年度予定している不納欠損額は税目別にいくらか。税のほかに、使用料等はいくら

か。5年経過したからといって、自動的に不納欠損するのは、税の公平さからいっても平等ではないと思う。不納欠損をする前に、時効消滅期限の延長や中断の措置をして、不納欠損を止める方法があるが、今まで行つたのか。また、使用料や介護保険料も相当滞納している方もいる。現年度分は各課で徴収をするべきだと思うが、町税や各種保険料・使用料の重複者については、一括して徴収すると良いと思うが。

○町長

平成26年度における不納欠損処分の予定額は、町税では、個人町民税で69万4370円、固定資産税で66万7千円、軽自動車税で9千円、国民健康保険税で184万6千円であり、合計で321万6370円を予定している。また、町税以外では、介護保険料が237万2900円、簡易水道事業の水道料が2万9730円を予定している。時効の中断は、滞納処分の執行や税の一部納付、納税誓約書の提出により、滞納者本人が自己

の債務を承認することで成立するため、滞納が長期にわたる方は財産調査、納税交渉などを効率的に行い、納税の誓約や滞納処分の執行、滞納処分の執行停止などを迅速に決定することで、時効完成の防止に努めている。なお、平成26年度の不納欠損予定額のうち、5年経過による時効消滅の総額は92万3585円であつたが、この中には滞納処分の執行停止処分を受け、処分から3年を経過して納税義務が消滅する前に5年の時効を迎えたものが8万2985円含まれており、残る7万600円が有効な時効中断措置を取れぬまま5年が経過し、徴収権が消滅したものである。町税や各種保険料、使用料など重複滞納者への対応は、それぞれ適用される法律が違い、納付方法、時効期限、滞納処分の手法などに相違があり、各担当課で現年課税分・滞納繰越分を区別せず対応する方が効率的であると考えている。

滞納整理の各担当課は、既に行政サービス制限条例など、滞納

情報の共有が図られており、滞納者との交渉にあたっては、担当する滞納以外にも滞納があれば、交渉をしている。今後とも各担当課の連携と情報共有を一層強化し、滞納整理に向け努力したい。

○西山議員

前町長のもとで、5千万円以上の不納欠損をしている。特に平成19年度では、1900万円。本来、徴収して住民サービスに回すべきものを、毎年何百万円も不納欠損をしている。理由を見ると、中にはできるような状態でない方でもしている。一度すること、同一者が毎回されているのが実態だ。町民に不利益を与えたということで、職名ではなく、個人に住民訴訟が起き、担当職員個人に支払い命令が下り、住民側が勝訴した事例がある。担当職員は、このことを踏まえて、町税や各種保険料

・使用料の徴収にあたるべきだ。町長は、職員の意識改革を行うとのことだが、どのように職員を徹底して鍛えるのか、表明を

していただきたい。

○町長

戸別訪問は私の時はしていたが、今はあまりしてない。行かなければならない所は行く、行かなくてもいい所は行かない、という徴収方法でいいと思う。ただ、一括して滞納分を集めるのは、個々の使用料の各条例等、介護保険、国保などきちんと踏まえたいので、専門の方がいいと思う。ただ、不納欠損額については、更に慎重に取り扱いたい。

西山議員④

明和園内の実情について

Q 調査、これまでの経過は  
A 是正勧告書が出される見込み

○西山議員

入所者と介護員の対応についてトラブルが発生して、留萌振興局が3度ほど調査に入ったと

いうことだが、これまでの経過を伺いたい。また介護員が次々と辞めているようだが、人間関係や入所者との対応についての指導はどのようにしているのか。介護員を募集してもなかなか応募がないということなので、速やかに問題を解決して、欠員を生じないようにすべきではないか。

○町長

養護老人ホーム内の介護職員の入所者への言葉使いが悪いとの苦情の申立てがあり、町福祉厚生課と留萌振興局社会福祉課による、養護老人ホームでの3日間の監査を終え、その後、デイスービス及び特別養護老人ホームでの4日間の監査を3月9日に終了した。今後、振興局より是正勧告書が出される見込みであり、改善に向けて、すでに取組を進めている。職員同士の人間関係のトラブルや入所者への指導について、対応がうまくできていなかったと思っっている。今後の対策として、改善計画の検討委員会の設置、管理者・

職員への虐待の認識と適切な処遇の周知徹底と指導・教育の研修会の開催、適正な業務の徹底と執行、必要な人数の確保と適正な配置、苦情処理体制の確立、早急に改善に向けての取組を行うていかなければならないが、入所者に対する処遇の考え方を根本から見直し、お年寄りに配慮した処遇や接遇の徹底した指導と教育を行っていく。また、介護職員の人員の確保が最優先の課題であり、ここ数年の状況を考えると大変難しい問題だが、この状況を打開するために、これまで他の議員からも提言のあった資格取得のための支援や働きやすい時間でのパートタイム勤務等、あらゆる方法で人材を確保したい。

○西山議員

振興局が調査に入ったということは、どういう経過だったのか。どういう振興局に通報があったのか。内部からの通報なのか、それとも全く外部からの通報だったのか、お知らせ願いたい。

○町長

外部からの通報と内部告発である。

○西山議員

以前100人定員の時には、16人に対応していた。今、70人から養護は13人の欠員を生じている。当然、その人数が足りないということは、理事者に明和園の方から、何とか定員を増やしてくれとの要望があったのか、なかったのか聞きたい。

○町長

要請をしているはずである。

西山議員⑤

保育所内の実情について

Q トラブルがあったと聞いたが  
A 確認し保護者へ謝罪

○西山議員

保育所でも、入園児や父母との間にトラブルがあったと聞いている。どのようなことだったのか。

○町長

平成26年12月と27年2月に、職員が利用児童への不適切な指導に対する苦情相談があった。事実の確認を行い、不適切な指導があったことを確認し、職員での協議や第三者委員による事後の対応について検討の結果、保護者に謝罪するとともに、対応策を保護者に提示し、確認をいただいた。

今後は、このようなことがないように、信頼していただける保育活動を行いたい。

小田議員①

デマンド型交通について

Q 交通の確保、大きな課題では  
A 実施に向け検討したい

○小田議員

地域住民の交通手段の確保は大きな課題だが、町長の公約に「公共交通空白地域の高齢者の外出支援」の項目があり、この

政策の実現を願っている。

(1)公共交通の現状と課題をどのように認識しているか。とくに暑寒沢・中歌下・湯の沢等の公共交通空白地域における高齢者の外出支援をどのように進めるのか。  
(2)公共交通がある場所でも従来どおりの利用ができない高齢者が多くなっている。町民が利用しやすくなるように、バス会社等と協議できないか。  
(3)町が運営する様々な交通手段を「乗り合い」として、効果的な活用ができないか。  
(4)社会福祉協議会、高齢者事業団、NPO等を母体とし、過疎地・福祉有償運送事業等による低料金の白タク運送を行う体制を検討してはどうか。  
(5)地域公共交通のあり方検討会の設置、継続的な検討・協議をしていくべきではないか。

○町長

(1)当町の公共交通機関の現状は、路線バスとJRがある。またスクールバス・保育所バス・温泉バス・福祉バス・スキーバス等

それぞれ目的で運行している町営バスも公共交通と解釈しても良いと考えている。

当町における公共交通の課題は、65歳以上の人口が40%を超え、自家用車を持たない高齢者や車の運転をやめた方の移動手段の確保対策であり、過疎化による公共交通機関の利用者減少、既存路線から離れた地域、バス停や駅から離れた地域から歩くタクシー利用等の負担が大きいなどが課題である。暑寒沢・中歌下・湯の沢各自治会に対して、利用者希望調査や試験運行を行い、早期実施に向けて取り組みたい。

(2)低床バスや小型バスの導入、バス停以外で自由に乗降できる体制の整備は、多くの困難が予想されるが、バス事業者との協議を検討したい。  
(3)町が運行するバスは、それぞれの目的に応じているものであり、安全面や時間、乗車人数の制限等により乗り合いは難しい点があるが、可能性を追求したい。

(4)町内タクシー業者との競合が、一番大きな問題である。

(5)地域公共交通のあり方検討会の設置は、現時点では考えていないが、高齢者の交通手段の確保にどのようなことができるのか、庁内で模索したい。

○小田議員

公共交通がある場所でも買い物や通院等で大変な思いをしているお年寄りがある。

地域公共交通のあり方検討会の設置によって、NPOや社会福祉協議会がやる低料金の運送業務が運輸局に認められている。既存の業者と共存できる方法を検討すべきではないか。

○町長

既存タクシー会社が白タク運送によって維持できるかを考えなければならぬと思う。他の自治体は、町民にタクシー補助を出し、タクシーの利用を多くするところが多い。

白タクを公共交通に取り込むのは、難しいと考える。

○小田議員

タクシー補助は、足の確保に

課題がある当町にとって一歩踏み込んだ考えと思う。

予算がどの程度で、どのようなスケジュールでやっていくのかわきたい。

○町長

公共交通空白地域でタクシーを利用する方もいる。そこに福祉バスを運行すると、タクシーの収入が減ることが考えられる。

今考えていることは、暑寒沢・湯の沢・中歌下、後は信砂・朱文別沢も含め、タクシー補助、年齢等はこれから検討しなければならぬ。社会福祉協議会で実施している障害者のタクシー補助を参考にして、実施に向けて検討したい。



小田議員②

子育て支援について

- Q 支援策、どのように実施するか
- A 4項目は今年度から実施する

○小田議員

町長は15歳までの医療費の補助、第2子・第3子の保育料の独自軽減、中学校入学時の保護者負担の軽減、高校通学費の負担軽減を公約に掲げた。これらの政策は子育て世代の町民から支持され、注目されているが、いつから、どのように実施するのか。また、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が4月から施行されるため、新制度への対応状況や今後の子育て支援策について伺いたい。

(1) 幼保一元化は、保育所の過密と幼稚園の定員割れなど、保育資源の偏在の課題があると思う。

将来的に幼保一元化が必要であり、その道筋を検討すべきだと思うが、現時点での展望は。

(2) 幼稚園における3歳児保育について、職員室や他の既存の施設を使ってもなんとか開始してほしいと思い、以前から要望してきたが、今まで良い答弁が得られていない。昨年6月議会(1号認定)の推計は6人との答弁があつたが、その後の対応は。

(3) あつぷる保育所の待機児童の現状と新制度における小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育の地域型保育事業の必要性をどのように考えているか。

(4) 学童保育について、放課後児童クラブとして小学6年生まで対象となつたが、以前の議会答弁では「要望を見極めながら考えていきたい」とのことだったが、現状はどうか。

(5) 子どもにやさしい協働のまちづくりについて、子育て支援と

いうと「役場は何をしてくれるのか。」と公助の役割に注目が集まるが、地域の子ども達全体の幸せのためには地域住民の相互協力や親達自身の自助グループなど、共助という考え方が重要になると思う。子ども会などが次々になくなり、すずめ塾も終了するという新聞報道のある中、子ども達の育成を担う自主的なグループへの立ち上げ支援やスポーツ少年団などの活動支援など、町民の団体が活動しやすい環境づくりを行政の役割としていく視点が重要だと思う。

今後、子ども子育て支援計画の策定委員を中心に、広く町民に参加を呼びかけ、子ども達の幸せのためにはどんな会やボランティア活動があつたら良いか、行政と町民が考える会を実施すべきだと考えるが。

○町長

公約に掲げた子育て支援策のうち、平成27年度から実施する4項目は、15歳までの医療費の補助(子ども医療費助成制度として0歳から中学生までを対象



として拡大し、一部を商工会商  
品券で還元する)、第2子・第  
3子の保育料の軽減(第2子は  
半額、第3子以降は無料とする)、  
中学校入学時の保護者負担の軽  
減(入学祝い品として学校指定  
のジャージ、カバンの2点を贈  
る)、高校通学費の負担の軽減  
(補助率を20%から50%へ引き  
上げ)である。

(1) 幼保一元化は、現在の幼稚園  
と保育所での事業を継続し、将  
来的には認定子ども園の設置を  
検討したい。

(2) 幼稚園における3歳児保育は、  
就任以来、実施に向けて教育委  
員会と前向きに検討している。

新たに3歳児学級の設置には、  
学校教育法の幼稚園設置基準に  
より単独の保育室が必要である  
が、現在、幼稚園の園舎には新  
たに単独の保育室として使用で  
きる部屋はなく、実施にあつ  
ては内部改修等により教室の確  
保が必要となる。また、利用者  
のニーズ調査なども必要と考え  
ており、今後は、平成28年度か  
らの実施を視野に入れながら、

ハード面・ソフト面の検討を行  
いたい。

(3) 地域型保育事業は、平成27年  
度のあつぷる保育所の申込み・  
定員はともに60名であり、4月  
1日には全員が入所できる。ま  
た、年度途中の入所希望には、  
できる限り希望する時期に入所  
できるよう対応していきたい。

子ども・子育て新制度で定めら  
れた地域型保育事業は、12月議  
会で「特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例」及び「家  
庭的保育事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例」の議  
決をいただき、4月1日から施  
行することになっている。保育  
の希望者には保育所で対応し、  
当町が事業者として実施する予  
定は無い。民間事業者による事  
業が行われる場合には条例に沿  
って実施していく。

(4) 学童保育は、子ども・子育て  
新制度施行に伴い、「放課後児  
童健全育成事業の設備及び運営  
を定める条例」が4月1日から  
施行、主な改正点は対象者を小

学低学年から全ての小学生に拡  
大したこと、開設時間を午前9  
時からを午前8時30分からに、  
午後5時30分までを午後6時ま  
でに延長したこと、指導員を支  
援員に改めたことである。現在、  
18名の申込みがあり、4年生以  
上は3名となっている。

(5) 子どもに優しい協働のまちづ  
くりは、子育て支援や子どもの  
健全育成に関係する協議会があ  
り、新年度から設置する「総合  
戦略策定会議」でも、「子どもに  
優しいまちづくり」をテーマに  
した検討を行いたい。

○小田議員  
幼稚園の3歳児保育を来年度  
実施に向けて考えた場合、保育  
室はどうするのか。

○町長  
増築等をする500万円か  
ら600万円掛かるため、その  
費用を掛けて実施していくべき  
なのかどうか検討しなければな  
らない。できれば既存の部屋を  
使いながら3歳児保育をしてい  
きたいと思っているが、法の設  
置基準があるので、今後、実施

に向けて検討していく。

○小田議員  
幼保一元化は、将来的に認定  
こども園としてという考えもあ  
るとのことだが、そうなること  
に幼稚園の3歳児を早急にと  
いうことではなくなるのではない  
か。認定こども園はいつぐら  
いにやるので、来年度から3歳  
児の幼稚園での受入れをしてい  
きたいということなのか。

○町長  
将来的に、認定こども園を設  
置していくということである。  
幼稚園の希望者との兼ね合いも  
あるが、保護者からの要望によ  
り認定こども園の設置が必要だ  
となれば、その方向に考える。  
ただ、認定こども園のためには  
場所をどこにするかという議論  
になるかと思う。その場合、一  
番新しい施設として保育所を考  
えるが、今の保育所は過密状態  
にあり、スペース的にも増築が  
必要なので、今後、将来の認定  
こども園になるようなことも踏  
まえて考える。

小田議員③

明和園運営の決意と町民ボランティアの応援受入れについて

Q 思いや決意、基本方針は  
A 当町の高齢者福祉に必要不可欠

○小田議員

明和園の職員に退職者が相次ぎ、人手不足が非常事態の域であることが、全員協議会で報告された。これまで「職員の処遇改善、資格取得の支援、研修体制の整備、設備や福祉用具の整備」「介護員が介護に専念できるように外注できる仕事はないか」「明和園の応援のために町民にできることはないか」など質問をしてきた。明和園は町民にとって、非常に大切な施設であり、退職者が相次ぐ中で明和園に留まって懸命に働いている介護職の皆さんへの感謝の気持ち、そして町長がリーダーシップを発揮して、明和園を生まれ変わらせてくれるだろうという

大きな期待を持っている。

(1) 今後、明和園を運営していくうえで、町長の思いや決意、基本方針は。

(2) レクリエーションの補助、お茶出し、食堂内の配膳・下膳などの補助、話し相手、誕生会の行事の会場設営や補助、洗濯物の整理等、補助的な活動を施設において行うボランティアの派遣事業は、多くの地域で行われている。明和園と社会福祉協議会等が連携して、町民ボランティアを募り、明和園のより良い運営に協力できるような仕組みを作るべきだと思うが。

○町長

明和園は今後も当町の高齢者福祉に必要不可欠であり、利用者や家族が安心して生活できるように支援に努める。あらゆる手段を講じて人材を確保し、利用者や家族に配慮できる処遇と接遇の職員研修を徹底するとともに、介護の仕事に対する意識付けを高め、運営体制を確立し、ボランティアや地域社会とのふれあいを大切にした施設運営を

目指しているが、建物の老朽化や設備等が古くなっており、施設の建替えや設備の改善等が今後の検討課題である。

養護老人ホームの介護員との協議の中で、お年寄りの趣味や余暇活動に介護員が十分に対応ができていないので、書道・手芸・カラオケのクラブ活動、余暇活動のお手伝いや話し相手などをボランティアにお願いできないかとの意見が出されており、協力をお願いしたいと思っている。社会福祉協議会やボランティアセンターと協議し、できるものから協力していただきたい。

松倉議員

「増毛町のリーダーとして」について

Q 先陣を切って行く用意はあるか  
A PR、町を売り込んでいきたい

○松倉議員

(1) 町の活気づけとして、特にどの分野に重点を置くのか。

(2) 所信表明でトップセールスに触れていたが、具体的にはどのようなことなのか。

○町長

(1) まちづくりの理念に「誰もが住みたい住み続けたいふるさと増毛」を掲げた。町づくりの目標として11項目の目標を立て、少子高齢化対策と地場産業振興対策を2本柱に進め、すべてバランスよく進めていくことが重要だと思っている。この各項目に職員がさまざまなまちづくりのアイデアで肉付けしていくことが大切であり、11番目の町職員づくりがまちづくりの力ぎを握っていると考えている。

(2) 所信表明では、町のセールスマンとしての職員づくりということの説明した。当町の特産物を持っているいろいろな所へ出向くという意味だけではなく、道内外へイベントを通じて積極的なPR・販売も進めたい。増毛の良いところを探して町内外にお知らせする、足りないところを少しずつでも補完していき、良い町にしていくというのが大切。

増毛全体を考えて、増毛の良さを町外にアピールし、愛する増毛のセールスマンとなる職員である。私もその理念を踏まえ、町のトップセールスマンになろうと思っている。

○松倉議員

掲げてあるものすべてが大事だという気持ちも分かるが、11項目の中でも、こういう分野のことは先にしていきたいというものは何か。

○町長

一つ目の柱が、子育て支援対策と高齢者対策。もう一つの柱が漁業、農業、水産加工業の基幹産業の振興。この2本柱で27年度当初から進めていきたい。

○松倉議員

町長は、フットワークがすごく軽いのは、職員時代から実感している。元気な町ほど、首長自ら出向いてPRしているのをよく目にする。町長は、自ら出向いて行ってPRをするという捉えでよいか。また、各官庁の顔つなぎなどで、出向くこともあると思うが、その時にも町長

がリーダーとして先陣を切っていく用意があるか。

○町長

オータムフェスト、旭川食べマルシェなどいろいろな所に職員は行っている。私も先陣を切ってPRをし、町を売り込みたい。

第二回定例会

平成27年度  
一般会計補正予算など  
8会計予算可決

第二回定例会は6月12日に開会し、会期を15日間と定め、負担付き寄附の受け入れや一般会計ほか8会計の補正予算などを審議した結果、いずれも原案どおり可決しました。

6月25日に行われた一般質問には7名の議員が登壇し、理事者へ考えを質しました。今回は改選後初の一般質問と

のこともあり、多くの傍聴者が見守る中、行われました。要約した内容を、次項の町長からの行政報告のあとに記載し、お知らせします。

審 議 結 果

No.	件 名	結 果
1	負担付き寄附の受け入れについて	原案可決
2	負担付き寄附の受け入れについて	原案可決
3	新たに生じた土地の確認について	原案可決
4	町の区画の変更について	原案可決
5	平成27年度増毛町一般会計補正予算	原案可決
6	平成27年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算	原案可決
7	平成27年度増毛町診療所事業特別会計補正予算	原案可決
8	平成27年度増毛町介護保険特別会計補正予算	原案可決
9	平成27年度増毛町公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
10	平成27年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
11	平成27年度増毛町水道事業会計補正予算	原案可決
12	平成27年度増毛町碎石事業会計予算	原案可決
13	議員の派遣について	許 可

# 行政報告



堀町長

## 公共工事について

増毛町において実施、又は関連する国及び道で予定されております公共事業は、まず、国の直轄事業の増毛港の整備では、小型船だまり物場岸壁において、埋立て工事及び防波堤撤去工事が実施されます。

国道231号では、岩老地区で暑寒防災事業が継続され、覆道設置工事が継続されます。また、札幌開発建設部が所管する雄冬防災事業では、新雄冬岬トンネル工事が年内の開通へ向けて工事が継続されます。

道が実施する事業ですが、昨年度から着手しました道営農業農村整備事業による農地整備事業が信砂地区で引き続き実施されます。

別荘漁港において港内の静穏度確保のため、北防波堤改良のための調査事業が行われます。

次に、当町が実施する事業ですが、道路整備では、町道高砂通り線の舗装の打ち替え工事、ピンナイ道路線の法面補修のほか、道路の付属構造物等の総点検の委託業務を実施します。

公営住宅につきましては、南暑寒5丁目団地の外壁改修工事を実施するほか、アップル団地平成4年棟の手摺設置工事を実施します。また、旧消防職員待機宿舎を改修し、町単独住宅として活用を図っていきます。その他、老朽化した雄冬地区の教員住宅及び旧増毛小学校教員住宅の解体工事を実施し、周辺住民の安全と環境保全を図ります。

竣工から40年近く経過しています文化センターについては、大ホール天井の改修と照明のLED化を実施いたします。改修工事期間中は、施設の一部が利用できない期間があり、町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解願います。その他、

増毛葬苑の火葬炉の改修工事を実施いたします。

詳しくは、7月に町内全戸へ配布予定の平成27年度予算説明概要書をご覧ください。

## 「増毛えび地酒まつり2015」について

5月31日の日曜日は、午前11時頃まで雨に見舞われましたが、早朝から甘えびを買い求めるお客さまにお越しいただき、来場者数は、2日間で延べ3万4千人となりました。

人気の甘えびの即売は、昨年よりも多い数量を用意することができ、大変盛況のうちに終了することができました。さらに、旧増毛小学校校舎や増毛灯台の一般公開、JRの臨時列車運行、旧商家丸一本間家での縁日などの関連する事業により、来場者の皆さまにも増毛の魅力を存分にお楽しみいただけたのではないかと思います。

イベントの開催には、多くのボランティアの協力をいただきましたが、今年度から町職員の

動員も強化したところです。警察機関をはじめ関係各位のご指導を賜りましたこと、町内の皆さまのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

## 「ましけマルシェ」のオープンについて

増毛の魅力的なたくさんの特産品を多くの皆さまにお伝えする店舗として、畠中町1丁目の旧コンビニ店舗跡を活用し、5月25日にプレオープンさせました。

今回は国の地方創生交付金を活用し、増毛町観光協会に委託して運営するもので、農水産物や各種加工品、食料品など、町内で生産、製造されたものなどを中心に、季節ごとの特産品を取り揃えていきます。

町内企業をはじめ、各商店や個人の皆さまを含め、多くの方々のご協力をいただきながら、観光客はもとより町民にも親しんでもらうことのできる賑わいのスポットとなるよう期待していると

ふるさと納税制度を活用した「頑張れ増毛応援寄付」の状況について

平成26年度は、延べ人数で9661名、金額で1億1871万2200円の寄付があり、前年度を大幅に上回る結果となりました。

新年度に入り、5月末までの2カ月間の状況ですが、既に約7800名の方から寄附金の申込みがあり、寄附金額も約1億3000万円となっており、早くも昨年度の実績を越す状況となっております。

今年度のお礼の特産品については、各企業からの提案をいただき種類が大幅に増えております。また、昨年度お贈りした特産品が大変美味しいとの評価をいただき、再度寄附をされる方も数多くおります。

今後さらに、ふるさと納税制度を活かし、増毛町の特産品のPRと知名度アップを図っていくほか、全国から応援していただけるまちづくりの取り組みを発信していきたいと考えてい

ます。

なお、本定例議会へは、寄附金が当初予算計上額をすでに上回る状況でありますので、歳入の追加とお礼の特産品の費用、通信運搬費等を補正予算として計上しています。

地方創生の取り組みについて

まち・ひと・しごと創生法の制定を受けて、人口減少問題対策と持続できる地域づくりのため、2040年までの増毛町人口ビジョン及び2019年度までの5カ年の増毛町総合戦略を策定いたします。

6月2日に第1回目の総合戦略策定町民会議を開催いたしました。25年後の2040年には、人口が約2500人まで減少することが推計されておりますが、減少率を食い止めなければなりません。現在、過疎化と少子高齢化が進む状況ではありますが、将来に希望が持てる持続可能な増毛町の地域創生のため、地域の特性を活かした地域産業の振興と雇用機会の創出、子育て環

境の充実などを柱に議論を進めていく予定であります。

農業・水産業の状況について

農業につきましては、果樹は開花時期が例年より10日程早いことから、「農作物霜害予防対策推進本部」を設置しましたが、気温が高く推移し、霜による被害がなく安堵しています。

さくらんぼの収穫時期の予想は、近年になく早く、6月下旬から収穫が始まる予想であります。その他、りんご、梨などについては、順調に推移しています。

水稲は、今年は雪融けが早く、天候にも恵まれ、育苗については、病気、カビの発生もなく生育し、田植えについても、順調に作業が進みました。今後は天候に恵まれまして、豊作の秋を迎えることを期待しています。

次に漁業につきましては、5月末までの水揚げは、昨年同期に比べ、漁獲量は4トンの増、金額で1億4233万1千円の増となっております。

主な魚種では、エビは単価が良く、3928万2千円の増、ホタテは、成貝、稚貝ともに出荷量が増え3125万3千円の増となりました。

ナマコは、引き続き好調で、6436万6千円の増となり、今後の漁にも期待が寄せられています。

タコにつきましても水揚げが好転し、2904万7千円の増となりました。

一方、カレイ類は、漁に恵まれず、漁獲量、金額ともに昨年を下回っています。

今後は、漁模様にも恵まれ、豊漁となることを期待しています。



一般質問

菅原議員①

地方創生交付金と財政について

Q 財源確保、項目別の抑制を  
A 効率的な予算執行を進める

○菅原議員

地方創生交付金はいつまでも続くわけではなく、5年がめどのような。当町には、庁舎をはじめとして、老朽施設が多く、建替えや大規模改修に対して多額の財源確保が求められる。本来に必要な歳出なのか、項目別の抑制を今から同時進行で進めなければならぬと考えるが。

○町長

歳入の身の丈に合った行政運営を基本としていく。

歳出の抑制は、各種事務事業の精査や見直しを行い、効率的な予算の執行を進める。公債費

残高が増加しないように計画的に予算編成・基金積立を行い、多額の費用を要する施設の改修等は過疎債等で財源を確保する。ふるさと納税による財源確保も図る。

○菅原議員

平成26年度の歳出項目の補助金は総額9258万円。この補助金は、どのように使われているか。数十万円の細かい補助をしている団体の収支報告書は、町に上がってきているか。

○町長

各種団体からは、毎年の補助申請時に、前年度の事業報告と決算報告、当該年度の事業予算と事業計画が提出されている。

○菅原議員

その報告書を議会に提出してもらいたい。

○町長

議会にも提出可能である。

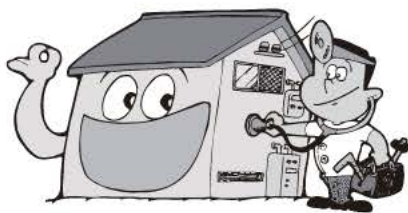
○菅原議員

町有財産の処分の場合は、広報に提示して、一定期間を待つて、高い購入希望者を選択して売るといふことはできないか。

町有車両や備品関係は、オークション形式にして、公開入札にしたらどうか。数年前に、特殊車両の塵芥処理車を町の請負業者に、5万円か10万円くらいで売却したが、ネットオークションを見ると、その車両の年式、走行距離数だと、50万円くらいの値段がついている。考える時がきているのではないか。

○町長

民間の方に町有地を売却する場合、広報等に提示したい。また、車両・備品の処分については、オークションが良いのか、下取りが良いのか検討したい。



菅原議員②

閉校後の校舎利用について

Q 利用促進する部署の設置を  
A 全庁的に進める課題と認識

○菅原議員

今年度で舎熊小学校も閉校となることから、別荘・阿分・舎熊と3小学校が遊休施設となる。この現状は、当町だけではなく、全国では2千校以上、道内でも450校以上が、この10年で廃校となっている。過去に信砂小学校が建設から数年で廃校となり、無惨な姿になっている。閉校した3校が、旧信砂小学校のようにならないために何う。

(1)現時点で起債も含めて3校に対する償還金は残っているのか  
また、校舎整備の国庫補助金を返納しなければ、ほかの用途に変更できないのか。  
(2)閉校後の利用や諸問題に、どのような視点で取り組んでいく

のか。それらに対する部署は設置しているのか。

○教育長

(1)3校の整備費に対する町債の償還は完済している。閉校校舎の用途変更に伴う国庫補助金の扱いは、当該3校舎とも、無償による転用・貸与・譲渡及び取壊しは国への報告が必要となるが、国庫補助金の返納は発生しない。また、有償による貸与・譲渡は、国への承認申請とともに国庫補助金の返納額が生じるが、その相当額を基金へ積み立てることで、国への返納は免除される。

(2)閉校後の利活用の取組は、各校舎の立地条件や老朽の度合い、解体、用途転用、譲渡、地域での利活用等を視野に入れて、その費用と効果を検証しながら進めていくことが必要。また、今後の対応すべき部署は定められていないが、空き校舎の維持管理は、教育委員会で継続して所管している。

○菅原議員

維持管理ではなく、利用を促

進する部署を作ってはいかがか。文部科学省から廃校施設の実態及び有効活用状況の調査報告書が出ており、廃校から3年以内で活用が決まらなければ、そのまま未活用で経過する施設が多いとのこと。廃校施設を利用するためには、2、3年のうちに再利用を決めなければならぬと思うが。

○町長

企画部門が良いのか、教育部門が良いのか考えているが、いずれにしても全庁的に進めていかなければならない課題と思っている。

**菅原議員③**

**町営住宅の補修について**

**Q** 経年劣化等把握しているか

**A** 確認、修繕を行っている

○菅原議員

町営住宅は、ここ数年で外壁塗装や屋根のふき替えなどの修

繕工事が行われ、今年度も外壁補修の補正予算が計上されている。しかし、住宅内部の傷みは経年劣化により本当に深刻な状態であり、床・階段踏み板の破損、台所の損傷、湿気対策等、住民自らテープなどで補修をして対応している。入居者は悲惨な住環境で暮らしているが、このような住宅内部の状況を把握しているか。また、家賃設定は、この10年間変わりがあるか。

○町長

破損があつた場合は、入居者からの連絡により状況を把握し、訪問して破損箇所を確認してから修繕を行っている。また、住宅の退去検査においても、住宅内部の状況を確認し、経年劣化による破損の場合は町の負担で修繕を行い、入居者の過失によって破損した場合は入居者に修繕費を負担していただいている。湿気によって結露が発生している状況も把握しており、入居者には換気をお願いしている。町営住宅の家賃は、入居者の収入に応じて国が定めた家賃基準額

に各団地の立地条件や規模、経過年数等の係数を乗じて決定している。

平成21年度の公営住宅法施行令改正により、従来の月額収入基準の階層が引き下げとなり、それに対応した家賃基準額も改正された。

17年度と現在の家賃を比較すると、仮に入居者の収入が変わらなくても、月額収入基準の高い階層に変更となることから、家賃は上がったことになるが、収入の減少や扶養親族の増加などで、改正前と改正後でも月額収入基準の階層に変更がない入居者は、家賃が下がる結果となり、入居者の収入や家族構成の変動によって異なる状況である。

○菅原議員

収入や家族構成で変更するのは当たり前だと思うが、対価に合った貸し方をしたらどうか。入居者の利便性を良くするのが第一であり、悲惨な住環境で家賃が上がることは考えられない。それだけの所にしか手当てをしていないのであれば、家賃を下

げることなどを考えてはどうか。逆に、消防署前の住宅に補修工事が入り、一般の方にも賃貸すると思うが、公営住宅のため家賃は民間と比べて安い。これでは民業を圧迫しかねないので、状況を把握し、劣化している住宅は家賃を下げ、新しい住宅は適正な価格をいたたく。全体をフレキシブルに考えて、公営住宅の家賃を設定してはどうか。

○町長

小学校前の町営住宅は建替えを公約にしている。今の計画では、実施設計をした上で、最短期間で平成30年の建替えとなり、そういう部分を全てきれいにしていくことにもならないので、苦慮している。国の基準もあり、今の住宅料を下げることは難しいが、それ以外の修繕等を実施していく。



土橋議員①

空き家対策について

Q 危険な空き家、取組は  
A 協議会の設立も視野に取り組む

○土橋議員

本年5月27日に施行された空き家対策特別措置法により、町内に点在する危険な空き家に対して、どのような取組を検討しているのか。また、同法施行により、多数の解体対象建物が予想されるが、現在リフォーム補助金では建物除却工事費50万円以上の工事に対して産業廃棄物処理費用の2分の1、上限30万円以下の補助だが、この金額と対象内容の変更を検討してはどうか。

○町長

本年2月に一部施行を経て、5月に完全施行となり、国から「空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための

基本的な指針」が示されたので、これに基づき空き家等対策を進めていく。指針の基本的な事項のうち、空き家等の所在や所有者の特定、固定資産税情報の内部利用、特定空き家等と認定する作業、空き家等の利活用に関する意向調査など、実態把握のため、関係する部署と庁内連絡会議を設置して、情報を収集、共有しながら進める。

基本指針に則した空き家等の対策計画の策定、必要に応じて計画の実施に関する協議会の設立も視野に入れながら取り組んでいく。平成25年度に空き家の実態調査を行っているが、2年近く経過しており、再度職員により全町の空き家等の状況確認を行っているが、今後、空き家等の実態把握を進めていくうえで、各自治会にも情報提供への協力をお願いしたい。また、特別措置法第3条には「空き家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものとする」と明記されて

いることから、町内に点在している廃屋等で所有者が判明しているものは、除去に向けて粘り強く要請したい。

除却工事に対する補助金と対象内容の変更は、25年度から3年間の時限事業として実施している「住宅リフォーム等補助制度」の対象工事として、産業廃棄物処分費用の2分の1とし、上限を30万円とする補助金を交付してきた。今年度が最終年度となるが、制度の目的である町内の緊急経済対策として一定の成果が得られたものと考えており、来年度以降の継続と内容の拡充を検討したい。

土橋議員②

住環境整備について

Q 官民による協議会の検討は  
A 意見を聞く機会を多くとる

○土橋議員

町長の公約に住宅環境に配慮



したまちづくりがあるが、どのように考えているのか。また、官民による協議会は、考えていないのか。

○町長

具体的な施策に「公営住宅の建替え」、「民間集合住宅の建設促進」、「空き家・廃屋対策」、「住リフォーム助成の継続」などを公約にした。この目標を達成するために、公営住宅建替えの計画及び空き家・廃屋対策のための助成制度の検討と国の指針に基づく対策の取組を進める。また、民間集合住宅の建設は、関係機関や団体の意見を聞く機会を多く取り、調査・研究をしたい。

○土橋議員

6月補正予算の中で、旧消防待機施設の単独住宅への改修工事が計画され、約3600万円計上されている。内容が内部改修、給水管改修工事となっているが、これは昭和46年に建設、築44年経っている。工法はRCで、この当時はドリゾール+RCのラーメン構造であるが、耐

震は大丈夫か。この工事をやった後に、窓・屋根・外壁の改修工事をやる計画と聞いているが、それを全部プラスすると新築できる金額になる。解体して新しいプランを官民で協議した方が良いのではないか。

○町長

旧消防宿舍の改修に補正予算を計上した。来年は、外壁・屋根等を直さなければならぬと考えている。ただ、今の耐震は建設課の職員に聞いて、ある程度は確保されていると思っっている。近々の課題としては、住宅がないという部分である。できるだけ古い建物をリフォームして、10年以上使いたいと思っっている。単身住宅に町職員が半分以上入っていることもあり、ここに町職員が入ることによって、単身住宅が空く効果もあると思う。来年以降も空いている住宅をリフォームして入れるような一般住宅にしたいと考えている。

大井議員①

暑寒海浜キャンプ場の管理状況について

- Q ごみ放置への対策は
- A 看板、巡回で呼びかける

○大井議員

暑寒海浜キャンプ場の近くに住んでいる方は、ごみがステーションに放置されて、大変困っている。

キャンプ場利用者が、ステーションにごみを放置しないための対策をどのように周知しているのか。

○町長

ごみ持ち帰りの立て看板、職員の巡回による呼びかけ、月曜日には場内投棄ごみの回収作業を行ない、景観維持に努めている。周辺のごみステーションへの不法な投棄ごみを発見した場合は、商工観光課又は町民課に連絡いただければ直ちに職員が回収する。

○大井議員

看板は、いつ立て掛けたのか。看板の掲示場所や期間、効果的な活用方法の見直しをすべきでは。

○町長

キャンプ場オープンの7月第2週の前に、きちんとした看板等も設置し、シーズンオフ中の管理も改善したい。

○大井議員

利用者にチラシを配布し、ごみ持ち帰りを徹底させるべきだ。まだまだ周知されていないので、積極的な取組が必要である。

8月を過ぎると西風が強くなり、周辺の家へ砂が飛んできて困ることもある。駐車場をアスファルトや芝生にする等の対応ができないか。

○町長

海水浴場からキャンプ場に変えた時に、ごみ箱を設置しない選択をした。90%の人は持ち帰るが、10%の心ない利用者がいるために、1年目はチラシの配布、2、3年目は職員が月曜日に回収するだけきれいにな

ったと思っていたが、今後は気をつけて、巡回等を多くしていきたい。

アスファルト舗装は、かなり難しい面もある。数年前に芝生化しており、砂の飛び方も少なくなっていると思う。

**大井議員②**

**ノエビア化粧品とその後  
の状況について**

- Q** 積極的な工場誘致活動を
- A** 展望、戦略を聞き進めたい

**○大井議員**

平成17年10月、当町は株式会社ノエビア化粧品と、オーガニック栽培による安心安全な原材料開発を行うための用地として、町内湯の沢にある町有地691万㎡の貸借契約を結び、貸し付けている。その後、ノエビア化粧品は、有機JAS農場として認証取得した。

有機JAS認定を取得するためには基準があり、パイロット

ファームがその条件をクリアすることで、北海道暑寒別岳パイロットファームと名付け、自社農場として栽培を本格的に開始した。当初は、研究と工場立地の条件であったが、その後、工場を北見市に建設した。近年中に独自のオーガニック化粧品の発売を目指すのであるので、栽培地での工場の建設について、再度、誘致活動を積極的にすべきと考える。工場誘致が実現することにより、雇用の確保、公共交通空白地域の解消等、まちづくりの基本目標にもある「豊かな自然を活かした活力あるまちづくり」そのもので、当町の活性化につながると考えるため、今後のノエビア化粧品との取組について2点伺う。

**○町長**

- (1) 株式会社ノエビア化粧品との間で、平成17年10月8日から28年3月31日までを使用期間とする賃貸借契約を結び、旧箸別パ

イロットファーム跡地、約690万㎡を貸し付けている。使用目的は、事業研究用植物等の栽培用地であり、亜寒帯地域における植物の有用研究が行われ、

昨年10月には有機JASほ場の認証を取得し、オーガニック栽培による安心・安全な原材料開発が本格的に開始された。有機植物栽培は、地元の農家に委託されており、採取した植物を乾燥させ、ノエビア化粧品へ送り、この植物素材から化粧品の成分となる原材料を製造し、化粧品の販売をめざしているとのこと。現在、植物栽培には約10名が従事し、将来的にはオーガニック栽培のほ場が拡大される見込みであることから、更に従事者の確保が必要になると考える。

**○町長**

私が町長の職に就いて、まだノエビア化粧品の担当者とは会っていない。以前、商工観光課の時に一度会ったことはあるが、今後の展望や戦略等を詳しく聞きたいと思う。工場誘致ができるかどうかは分からないが、進めていきたい。

**○大井議員**

現在、オーガニック化粧品市場は拡大しており、平成19年度から25年度の6年間で40%増加、26年度には更に前年比6%増加、27年度は7・5%増加の見込みがあることから、今後、ノエビア化粧品は自社農場として規模を拡大する方針であり、ますます栽培、生産、加工の拡大がみられる。当町は、ノエビア化粧品と積極的に交渉し、企業誘致に向けた活動を更にするべきでは。



小田議員①

障がい者福祉計画・障がい者計画の推進について

- Q 推進体制構築の進捗状況は
- A 全庁的な課題として検討

○小田議員

町内には若年の障がい者が入居や入所ができる施設が少なく、高齢者以上にグループホームや施設への入所が難しいとの声を聞く。

(1)就労支援事業所の新規参入促進について①全道、留萌管内の就労支援事業所（継続A・B・移行等）の整備状況はどのようになっているか。未設置の市町村はどのくらいあるか。②就労継続支援A型を目指したのはなぜか。③サービスマシンの整備の資源となる「既存のストック」には、空き住宅、空き店舗のほか空き校舎もあるので、旧信砂小学校や閉校が予定されている舎熊小学校を活用し、魅力ある地場

産品を生産する就労支援事業所の新規参入を進めてほしい。

(2)計画の推進体制について、①推進体制構築の進捗状況や今後のスケジュールはどうなっているか。②推進組織の構成員には、「就労支援事業所へ通っている当事者」「幼児療育通園センターに通っている子どもの保護者」「遠方の施設に入居している方の家族」「難病の当事者」などの参加が必要だと思うが。

(3)共生型事業の推進について、①障がい者施策と高齢者施策などを一体に実施する共生型事業はどのようなものか。②空き校舎に高齢者施設参入の動きはあるか。また、障がい者の事業所と共生型事業として誘致できないか。

○町長

(1)①本年5月31日現在、就労移行支援は194事業所、就労継続支援A型は419事業所、就労継続支援B型は666事業所が実施している。留萌管内には、留萌市にB型を実施している事業所が5事業所あり、そのうち

2事業所は就労移行支援も行っている。また、小平町と初山別村にB型事業所が1か所ずつある。管内にA型の事業所はない。

全道的には、札幌市に多くの事業所が集中し、障がい者の就労する事業所がない町村が60ある。②留萌市内にB型事業所があり、町内で就労支援を希望する方が概ね利用できているが、障がい者が自立する生活を送るためには最低賃金が保障されるA型が必要であること及び当町の在宅の障がい者が利用できる事業所がないことから「A型事業所等への新規参入を促進する」と記載したもので、A型を特に目指すものではない。③廃校校舎の活用、地場産品の開発などは、関係機関や民間企業の連携も必要であり、全庁的に取り組む事業として検討したい。また、障がい者の就労を支援する事業所を町内に設置する希望がある場合は、できる限り支援したい。

(2)①策定委員会は、障がい者福祉計画及び障がい者計画の策定のために設置されているもので、

委員の任期は計画策定完了時までとなっている。委員は、福祉関係団体、障がい者団体、障がい者関係者及び事業所などから、町長が委員8名を委嘱している。

多くの市町村では、地域自立支援協議会を設置し、上記計画の策定及び検証のほか、障がい者施策の推進について協議を行っているが、当町では自立支援協議会を留萌南部3市町で共同設置しているため、町の計画策定委員会を別に設置した。②第4期計画では、関係機関及び各種団体等と連携し、推進体制の整備を図ることとしているので、庁舎内の推進体制を構築するとともに、サービスマシンの受給者を代表する者が参加できる協議組織の設置を自立支援協議会との関係も含めて検討したい。

(3)①当町の障がい福祉計画の策定にあたり、国の基本方針と道の障がい福祉計画策定指針を参考にしている。道では、障がい者だけでなく、地域住民が一緒に利用して必要な福祉サービスを受ける事業を推進しており、

地域のコミュニティ活動の拠点としても活用できる施設の整備も進めている。現在、町には具体的な計画はないが、町の状況やニーズを踏まえて、民間団体等と連携しながら、体制整備や事業の実施内容をまとめた上で施設の整備を検討したい。②空き校舎利用は、全庁的な課題として検討したい。

○小田議員

当事者が当町で必要としているのはB型だと思う。障害があっても、町内の企業で賃金をもたらって雇用されている方々が数名いる。そういう状況の中では、A型を目指すよりは、B型が必要ではないか。計画の変更ができるか。また、策定委員会に当事者がいないから、こういう計画になるのではないか。

○町長

様々な計画は、国や道の上位計画を基本として立てるので、必ずしも実施できるものを計画に載せるのではなく、ある程度参考にして載せることもある。A型を目指しているけれどもB

型になることは、問題はないと考えている。また、策定委員に当事者の方を入れていけると考えている。

**小田議員②**

**住宅問題について**

**Q** 収入要件を広くしては

**A** 国の基準、緩和はできない

○小田議員

町営住宅に申込みをしたが、収入が多かったために要件が合わず、留萌市に転出せざるを得なかったという声を多く聞く。(1)収入が多くても、入居できる公営住宅について、①公営住宅の入居の収入要件は、どのようになっているか。収入要件を緩和することはできないか。②老朽化が進む増毛小学校前の住宅の建替え等の計画はどうなっているか。収入要件を広くして、建替えできないか。(2)収入要件が合わない方が町内

に住めるように、状態の良い空き家を町が借り上げて、公営住宅として貸し出すなど、空き住宅を活用する方策はないか。

○町長

(1)①公営住宅に入居を申し込む場合は、国が定めた入居収入基準の月額収入が15万8千円以下であることが必要だが、高齢者や障がい者等は、月額収入が21万4千円以下であれば入居の申込みができる。入居収入基準は、入居者全員の年間総所得から国で定められた本人や扶養親族に係る控除額を差し引いた額を12か月で割った額が月額収入基準となり、国で規定した額のため、町独自に収入要件を緩和する措置はできない。また、町単独住宅は、入居収入基準を設けていないので、収入額に関係なく、住宅に困窮している方が入居できる。

②南暑寒2丁目団地が建設から40年経過し、耐用年数の30年を既に超えており、外壁等の劣化が激しいことから建替えを計画している。計画の内容は、現在

の場所に鉄筋コンクリート造の1棟12戸を平成30年度、1棟8戸を31年度に建設し、併せて駐車場と公園を整備する計画である。また、公営住宅の入居収入基準を超える中堅所得者を対象とする住宅の建設は、新たな場所に建設することは可能だが、現在計画している建替え事業は、既存の住宅が耐用年数を超え老朽化しているため、同じ場所に建替えて、建替え前の入居者を入居させる事業なので、従来と同様の入居収入基準の住宅に限られる。

(2)空き住宅の活用は、空き家を町が借り上げて賃貸するよりも町のホームページに掲載している「空き家・空き地情報」を活用していただきたい。また、公営住宅に入居できない中堅所得者以上の受皿として、今年度、旧消防待機宿舎を内部改修し、町単独住宅として賃貸する予定であり、今後もこのように使用できる住宅を調査したい。

○小田議員

消防住宅は、二階建てで、当

町の住宅計画からしても、あまり良い住宅とは思えない。南暑寒町5丁目の住宅や暑寒町の共栄住宅などは、二階建てなこと、空いていても入居を拒むことがあるようだ。住環境が平面で暮らせるのが、高齢者の多い当町に合った住宅であり、障がい者が入居するにも良いのではないか。

○町長

二階建て住宅は、「夜トイレに起きるのに階段を降りなければならぬので入れない」との話しを高齢者から聞いている。ただ、住宅事情が悪いという部分、それから人口が減少している中で新たな公営住宅は難しいという部分で、民間集合住宅の建設等も含めて、今後検討していく。

○小田議員

住宅はあるけれども、選択肢にもならないような住宅がいくらかあっても、あったとは言えないと思う。新築は、予算の面でもできないということだが、今回の消防住宅の改修で、一階か

ら二階に使うのではなく、一階は一階、二階は二階という造り方も検討してはどうか。

○町長

それは構造的にできない。リフォームとなると今までの形状のままとなる。新築や民間集合住宅等は推進したい。

小田議員③

国保会計の基金について

Q 会計に余裕、引き下げを  
A 国保運営協議会と相談したい

○小田議員

国民健康保険会計の基金残高が約2億6千万円で会計に余裕がある。国保税を下げるべきだ。  
(1) 近年の基金残高の推移は。  
(2) 安定的運営の残高の目安は。  
(3) 税率算出の根拠は。  
(4) 近隣市町村との税率の比較は。  
(5) 税率の引き下げを。

○町長

(1) 平成23年度からの最近5か年

は基金積立はなく、利子分のみの増額である。

(2) 基金は、経済情勢や被保険者の年齢構成、疾病傾向の変化に対応するためのもので、特定の目安はない。過去に積み立てた基金により保険税を上げず、安定的な運営が可能と考えている。

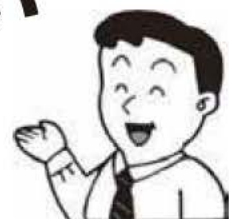
(3) 国民健康保険税は、世帯と加入人数に応じて負担したく、応益割、加入者の所得と資産状況で負担したく、応能割があり、応益割と応能割の均衡が崩れないように調整してきた結果、現在の税率となっている。

(4) 管内8市町村を比較すると、所得割と被保険者均等割は平均よりわずかに高く、資産割と世帯平等割は管内で一番低い税率である。

(5) 加入者の高齢化による医療費の増大や働き盛り世代の減少による保険税収入の低下が懸念材料のため、現在取り組んでいる健康づくり事業を更に推進することで医療費を抑制し、平成30年度に行われる国保の都道府県化などを考慮しつつ、国保運営

「議会だより」について  
ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。ご意見やご感想、どんなことでも結構です。どうぞ、議会事務局までお寄せください。



協議会の意見を聞きながら、保険料率の見直しを検討したい。

○小田議員

当町は全道的に基金の保有率が高いので、前向きに下げていることが大事なのではないか。国の国保財政支援も年々拡充されてきた。来年度まで待つのではなく、途中からでも見直して、国保税を安くするべきではないか。

○町長

途中から税率を変えるのは、かなり難しい。安定的な基金の額は、多いのに越したことはないと思う。当町は高齢化率が高く、健康状態も良くない中で、町民の健康づくりを進めて、国保事業と介護保険の安定を図り、それが医療費の減につながると思っている。

管内平均より少し高い部分は、少し下げられると考えているので、国保運営協議会と相談したい。



酒井議員

防災体制づくりについて

- Q 自主防災組織、取り組み方針は
- A 全自治会へ設立をお願い

○酒井議員

今までにない頻度で自然災害が発生しており、当町でも、大型台風の接近や暑寒別川氾濫などの際に、多くの方が被害を受けている。災害は、いっどこで起きるかかわからず、事前に把握するのは難しい。災害発生時には、その判断が生死を分ける場合があり、瞬時に適切な対応をし、被害を少なくするために、

日頃から緊急時を想定した準備や訓練が必要だ。今年度の町政執行方針の中で「快適で安心安全な暮らしを支えるまちづくり」として「消防・防災体制の充実」が挙げられている。「防災体制づくりは、町行政の力だけでは十分と言えない。町民相互の助

け合いが必要であり、高齢者の皆様をはじめ、子どもを抱える家庭など、自治会を中心とした自主防災組織の設立機運を高めながら、安心安全なまちづくりを進めてまいります。」と述べている。現在、町内に何か所の自主防災組織が設立されているのか、近く設立を予定している所があるのか。また、今後の設立に向けた目標と取組の具体的な方針は。

次に、町では平成23年秋に「防災のしおり」、その後「ハザードマップ」を作成し、全戸に配布しているが、東日本大震災時に津波の被害が大きかったことから道の基準が見直され、それを基に作り直すことになっていったが、進捗状況は。

○町長

自主防災組織は、大きな災害が発生した際、国や自治体の対応では限界があることや、4年前の東日本大震災において、住民相互の助け合いにより、多くの人命が救われた経験から全国各地で結成が進められている。

自主防災組織の設立届は1自治会で、正式な設立届ではないが、避難訓練等の活動をしている自治会があり、数か所の自治会で設立の予定を聞いている。また、多くの自治会で検討をしていた、だいたい。

「今後の設立に向けた目標と取組の方針」は、数値目標は特に設けず、全自治会に設立をお願いしたい。今年5月の自治会長会議で、自治会と連携した作成しやすい簡単な規約、防災計画書、届出書の様式を示し、自治会で集まる機会に自主防災組織の提案をしていただけようをお願いした。今後とも、自主防災組織の設立に向けて働きかけを続けていきたいと考えている。

23年秋に作成した「ハザードマップ」は、21年度に道が示した「津波浸水予測図」に基づいて作成したが、道の「津波浸水予測図」が今年度中に見直しが行われる予定となっており、道が見直しを行った結果に基づいて作り直したい。

○酒井議員

災害が発生した時には、行政だけでは対応仕切れないのが実情であり、町民相互の助け合いが大変必要になってくると思う。特に、高齢者や障がい者、小さな子どもを抱える方など、緊急時に手助けが必要な方々に対して、地域の中で速やかに対応するためには、日頃から訓練や研修を積んでおくことが肝要だ。

自治会長会議で話したということなので、是非、設立が早めに進んでいくように格段の取組を期待したい。

また、地域防災計画に定める「災害時要援護者対策計画」に基づき作成されている高齢者や障がい者など災害時に援護を必要とする方々の名簿は、災害時に確実に活用できることが大事だと思う。状況に見合った内容かどうか、移動がないかということに対する点検も必要だが、どのように対応しているのか。

○町長

災害時の要援護者対策の名簿は、自治会長、民生委員、児童

委員に協力をいただき、毎年、名簿の見直しを行っている。

飛内議員

漁業界における人手不足の現状と対策について

Q 公務員で人材確保しては  
A 法律的に非常に難しい

○飛内議員

漁業界において最近の人口減少による人手不足が深刻になりつつある中、外国人実習生の受け入れを行い、なんとか現生産体制を維持するべく努力をしているが、ホタテ養殖漁業の稚貝出荷時の作業員確保が大変難しくなっている。現在、12経営体で300人〜400人ほどの人員で出荷作業を行っているが、町内だけでは人数が足りず、留萌市や、遠くでは滝川市などからも人手を確保しており、人件費のアップで経営が大変と聞いている。今後、更なる高齢化や人口の減少により、働き手の確保

はますます厳しさを増し、稚貝の生産に重大な影響が出るのは間違いないと思われる。これを少しでも食い止めるために、公務員にも期間限定で働けるように制度改正を行っていただきたい。稚貝の出荷時は朝7時くらいには終わるので、十分可能だと思う。今後、当町のような小さな自治体が生き残っていくには、必要なことだと思う。養殖漁業がずっと続いていくためにも、ぜひ頑張つて決断をしていただきたい。

○町長

漁業関係者からも人手の確保が難しく、大変苦慮していると聞いている。特に、ホタテ養殖漁業の稚貝出荷時の作業員は、各経営団体ごとに30人前後の人員が必要で、人手の確保が難しく、私も良い手立てがないか苦慮している。提案の「公務員を期間限定で働けるようにしては」ということだが、私も議員と同じ思いがあるが、地方公務員は地方公務員法第30条において、「全体の奉仕者として公共の利

益のために勤務すること」、「職務に専念すること」が義務づけられている。また、同法第38条で、営利を目的とする私企業に従事することは禁止されている。禁止する理由として、「他の仕事をすること、肉体的、精神的に本業に集中できず、仕事に支障が出ることを防ぐ」等の理由が挙げられている。任命権者が特別に許可する場合には、勤務することが可能であるが、臨時的、緊急的に必要が生じた場合や、研修の一環として行う場合等に限られているので、法的に非常に難しいと考えている。人材の確保は、漁業界の関係機関と連携し、検討して行わなければならないと考えている。

○飛内議員

我が町だけでためであれば、経済特区制度を活用し、人材不足は留萌管内ホタテ養殖漁業全体が厳しい状況に直面している。我が町のホタテ養殖者が、二世会を作つて一生懸命頑張っているが、これが代々続いていくために、公務員だからできない

ではなく、町単独では無理だったら、管内の町長達と話し合っ  
て、管内全部の声として国に届  
けて、現状を話してもらおうこ  
とはできないか。

○町長

6月13日に、漁協の総会に出  
席した。また、漁業者の皆さん  
にも話を聞いており、人手不足  
後継者対策は理解している。私  
も議員と同じ思いはあるが、台  
風や災害の緊急時に職員の出勤  
は考えられるが、恒常的に人手  
不足を公務員が補うことは、難  
しいと思っている。ただ、この  
状況を今の管内の首長等と話を  
して、対策を進めたいと思う。



西山議員①

明和園のその後の  
状況について

Q 勧告書の内容と今後の対策は

A 不適切な業務内容、改善を図る

○西山議員

3月議会において、明和園の  
実情について質問をした。その  
答弁では、町福祉厚生課と留萌  
振興局社会福祉課による入所者  
に対する不適切な処遇により、  
養護老人ホームでの3日間、デ  
イサービス及び特別養護老人ホ  
ームで4日間の監査が3月9日  
に終了し、今後、是正勧告書が  
出される見込みという内容であ  
った。あれから4か月経過し  
ているが、その後の状況、勧告  
書の内容と対策、明和園の職員  
との面接による事情聴取等は、  
どのようなになったか。

○町長

留萌振興局からの是正勧告の  
内容は、入所者に対する処遇の

改善であり、入所者の意思や人  
格を尊重しない不適切な処遇に  
対して、今後、繰り返しされるこ  
とのないよう、常に入所者の立  
場に立ったサービス提供に努め、  
施設長は職員に設備及び運営に  
関する基準を遵守させるために、  
職員の研修の充実と必要な指揮  
命令を行うよう措置を講ずる指  
摘がなされた。

また、その他の業務の改善と  
して、入所者及び家族からの苦  
情に迅速かつ適切に対応するた  
め、苦情処理体制に係る必要な  
措置を講じ、入所者にやむを得  
ず身体的拘束等を行う場合は、  
入所者の心身の状況並びに緊急  
やむを得ない理由の記録等の適  
切な業務処理を遂行すること。

食事量の調整は、職員の判断  
ではなく、入所者の状況等を考  
慮して検討した食事を提供する  
こと。

入所者からの預り金の管理は、  
預り金取扱規程どおりに取り扱  
うことやサービス計画の作成に  
係る業務を停滞させ、サービス  
の提供に支障をきたすこととな

いよう適切な人員配置と不適切  
な業務の処理の改善、を指摘さ  
れた。

今後の対策としては、入所者  
に対する処遇の改善を図るため  
検討委員会を設置し、職員の継  
続的な研修、教育と適切な処遇  
に対する指導等の徹底を計画的  
に実践していく。その他の業体  
制の確立や預り金の管理、サー  
ビス計画の作成等は改善はされ  
ており、職員との面接による事  
情聴取は、監査の時点で関係者  
と直接面談し、改善に向けて進  
めてきたが、今後も職員からの  
意思や要望を聞き、適切かつ安  
定した施設運営を目指したい。

○西山議員

3月議会の答弁とまったく同  
じだと感じる。6月4日に町内  
視察で明和園へ行つたが、説明  
資料を見ると3月時点よりも悪  
くなっている。「人員の確保は早  
急に取り組む」との答弁であつ  
たが、介護職員が減り、養護・  
特養の待機者も変わらず、突然  
デイサービスの休止では、3月  
から何一つ良いことをしていな



い。町長には人事権があるので、こういう状態になった時には人事で改善を図ると思ったが、異動したのは一人であり、それでは良くなるはずがない。明和園の状況を正しく把握しているのか。

○町長

明和園の運営には、苦戦しているのが実感である。3月に数名が辞めて、4月にも数名辞めている。早急に改善したいが、うまくいっていない。状況の確認は、4、5回明和園に入っており、前町政と比べるとかなり入っていると思っているが、改善には至っていない。デイサービスは、現在の入所者を優先的に考えた対応策として、養護から特養へ移ってもらったため、養護の介護職員が不足したので、デイサービスを休んだという状況である。介護職員の確保には、苦慮しているのが実感である。

○西山議員

現在、待機者は養護27人、特養は17人いる。これだけ入所希望者がいるにもかかわらず、定

員まで満たしていかないこと自体が、行政として残念なことであり、職員の数が少ないとの理由で、入所者を減らす考え方が理解できない。

また、問題がある人から話を聞いても自分が悪いと言うはずがないので、きちんと話をして適切でない職員は異動で交代する。明和園の改善のため、真剣に取り組む姿勢を示しては。

○町長

待機者がたくさんいるのは、十分理解している。介護職員が集まればと思うが、特別な給料を出して集めるわけにもいかず、なかなか難しいと思っている。今後、十分に情報をつかみ、少しでも明和園が良くなるように努めたい。



西山議員②

防災対策について

- Q 意識の向上、語りべの講話を
- A 防災施策の一環として検討したい

○西山議員

当町には、現在、土砂災害危険箇所と土砂災害警戒区域に指定されている箇所が、それぞれ何か所あるか。今年度執行方針で、「全町防災訓練の日」を設定し、自主防災組織の設立を」とあるが、各自治会に対して、どのような働きかけをするのか。

また、昨年9月の定例会で、町民の意識の向上を図るために語りべの方に奥尻から当町に来ていただき、各地域や学校で体験を話してもらってはどうかと提案し、早急に防災担当者、教育委員会とも相談しながら、実施に向けて検討したいという回答だったが、執行方針の中で、語りべのことについて、ひと言

議会に請願、陳情される方へ

1. 請願書、陳情書は右記の様式に準じ作成してください。
2. 請願書には、町議会議員の紹介、議員1名以上の署名または記名捺印が必要です。
3. 陳情書には紹介議員の必要はありません。
4. 請願・陳情はいつでも受付けておりますが事務処理の都合がありますので、なるべく定例会開会の10日前までに提出ください。
5. その他不明の点について、議会事務局にお問合わせください。  
電話53-1311（議会事務局 直通）

請願書

………について  
 (請願の内容)  
 請願者 (代表)○○○○◎  
 紹介議員 ○○○○  
 (署名または記名捺印)  
 平成 年 月 日  
 増毛町議会議長 ○○○ 殿

も触れていない。どのように考  
えているか。

さらに、最近では全国的に集  
中豪雨が多く発生しており、洪  
水になる危険性もある。当町に  
橋が1本しかないのは大変不安  
だ。防災対策の一環として、今  
ある橋の上流に新たな橋の設置  
の重要性を訴え、国及び道に働  
きかけることを提案する。

○町長

土砂災害危険箇所は70か所で、  
土砂災害警戒区域指定箇所は中  
歌地区7か所、市街地区2か所、  
雄冬地区5か所、暑寒沢地区1  
か所、別荘地区2か所の17か所  
である。自治会への防災訓練の  
働きかけは、全自治会に「全町  
防災訓練の日」の防災訓練実施  
の依頼文書を送る。また、町広  
報に掲載するほか、防災無線で  
も周知したい。

語りべの方を呼ぶことは、平  
成25年6月の町民スクールで、  
昭和8年の三陸地震、平成23年  
の東日本大震災の二度の大震災、  
大津波で被災された方で、「つ  
なみの語りべ」として活動し

ている岩手県の田畑ヨシさんの  
講演会を開催している。また、  
昨年の10月には、防災講座とし  
て、防災教育の第一人者で北海  
道教育大学の佐々木貴子教授に  
よる講演会を実施した。また、  
学校では、DVDなどを活用して、  
不測の事態に対し、迅速で的確  
に行動ができるよう指導してい  
る。舎熊小学校では、東日本大  
震災の災害ボランティアとして  
参加した方による講話を実施。  
常日頃から、各家庭においても  
災害に対する知識を学習し、防  
災の備えと心構えを持つことが  
大切と考えており、被災された  
方や災害復旧に尽力された方な  
どの語りべの講話を生で聞くこ  
とは、大変貴重な経験であり、  
町民の防災意識の向上につな  
ぐと考えているので、防災施策  
の一環として検討したい。

暑寒別川の上流に国、北海道  
へ橋の建設を依頼することは、  
相当に難しいが、関係機関と相  
談したい。

○西山議員

13年施行の土砂災害防止法に

基づき、都道府県が土砂災害警  
戒区域に指定すると、町は避難  
場所までの経路などを記すハ  
ザードマップの作成が義務付け  
られるが、警戒地域17か所の経  
路はきちんとしているか。また、  
当町はわりと災害の危険性がな  
く、昭和43年3月17日の三陸沖  
又は十勝沖地震の影響で、震度  
4ほどの地震があった。この庁  
舎が建設中で相当な揺れがあり、  
道路が波をうっていたが、その  
時に岩手県山田町に6mの津波  
が来て、次の年に高さ10mで2  
kmの防波堤を造った。これだけ  
の防波堤があれば地震が来ても  
大丈夫だという安心感があった  
ためか、東日本大震災では被害  
が非常に多かったと聞いている。  
語りべを呼んだということだが、  
これから防災組織を各自治会に  
設置してもらうためには奥尻の  
語りべを呼んで、写真入りで説  
明を受け、地震、津波の恐ろし  
さ、災害の恐ろしさを各学校や  
各地区で説明してもらうと、自  
主防災組織が作りやすいのでは  
ないか。

○町長

十勝沖地震の昭和43年は、私  
は中学校2年生で非常に揺れた  
記憶がある。語りべの件は、何  
件か語りべとして町民スクール  
等と呼んでいる実績があるが、  
今後も機会があったらお呼びし  
て、学校等に回ってみたい。

西山議員③

アップルマラソン  
について

Q 是非とも町長の参加を  
A 出場してみたい

○西山議員

教育執行方針で、今年40回  
目の記念大会となるが、大人の  
参加者が少ないので、関係団体  
や職場などに周知するとある。  
具体的にどのような周知するの  
か。また、種目の違う競技であ  
るタイム制や着順制、小中学生  
の一斉スタートは考えてみる必  
要があると思う。また、タイム  
も5kmが長くて参加者が少ない

のであれば、3kmのコースの設定も必要ではないか。

各市町村で行っている大会では、参加料を徴収しているが、当町では傷害保険料の1000円だけである。大人の参加者からは、掛かる経費の幾分でも負担してもらうために、参加料を徴収してはどうか。

今年5月17日に滝川市で、ニューヨーク発祥のマラニックという競技が開催された。競技終了後に道新の記事を見て知り、滝川市教育委員会に競技の内容を聞いたが、この時期には菜の花畑が広がり景色のよいコースである。当町も田園風景のある黒岩尻の農道、大きく回ると約4kmと3kmのコースがあるので、これらを利用したマラニックの開催や小中学生の駅伝コースとしてリバーサイドを発着とする競技の開催を検討してはどうか。

○教育長

小中学生には、昨年度中に学校行事等との日程調整を行い、多くの子ども達が参加できる体

制を整えている。また、一般の部は、町内の職場、事業所、スポーツ団体等へ直接参加を依頼し、参加者の増に努めていく。

一斉スタートの可否は、種目別、距離別にスタートできるよう検討したい。現在、小学校3年生以下と親子の部が1・8km、小学校4年生以上と中学生女子が3・2km、中学生男子と高校・一般の部が5kmのコース分けて実施しているが、今年是一般の部に3・2kmのコースを新設し、参加者の増を図っていく。

本大会は、町民の健康増進を図ることを目的に、町予算の中で運営しているので、大人の参加料は現状の保険料相当分の100円が妥当と考えている。

マラニックの開催は、5kmコースを設定してウォークラリー事業を実施しており、マラニックに近い事業内容と認識している。ウォークラリーは、今年で5年目を迎え、昨年は75名の参加があり、徐々に町民に浸透し、好評を得ている。

○西山議員

町長も教育長も、今年走ってみてはどうか。町長が走っているのに、職員が出ないわけにはいかないから、課長の半分以上は走るのではないか。教育長が走ったら学校の先生も走るのではないか。それから、スポーツ推進委員が13名いるので、任期が3年だから3年に1回走らせたら4人くらい増えるので、間違いなく30人以上になる。走るか走らないか二人の決意を聞きたい。

○町長

出場してみたいと思う。

○教育長

前向きに検討したいと思う。スポーツ推進委員は全て手伝いで、走る人数的には余裕はないので、学校の先生方には数年前から話しかけはしている。校長先生は走った経緯はない。

町政はあなたのために…

～議会を傍聴しませんか?～

議会はどなたでも傍聴することができます。気軽においでください。

◆町議会の定例会は、年4回(3・6・9・12月)開きます。

◆町議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。

議会の日程や傍聴規則など、詳しい内容は議会事務局までお問合せください。

# 議会のうごき

## 2 月

- 5 日 議会だより140号発行
- 17 日 市町村議会議長と市町村長との意見交換会（苫前町）

## 3 月

- 2 日 留萌管内町村議会議長会臨時総会（苫前町）
- 6 日 議会運営委員会  
全員協議会
- 11 日 全員協議会  
平成 27 年第 1 回定例会（初日）  
産業厚生常任委員会  
平成 27 年度各会計予算等審査特別委員会
- 19 日 平成 27 年第 1 回定例会（第 2 日）  
平成 27 年度各会計予算等審査特別委員会
- 20 日 平成 27 年度各会計予算等審査特別委員会  
平成 27 年第 1 回定例会（第 3 日）

## 5 月

- 11 日 平成 27 年第 1 回臨時会
- 15 日 留萌管内町村議会議長会定期総会（小平町）
- 25 日 議会広報特別委員会（第 1 回）

## 6 月

- 4 日 総務文教・産業厚生合同常任委員会（町内視察）
- 8 日 議会運営委員会
- 12 日 全員協議会  
平成 27 年第 2 回定例会（初日）
- 15 日 留萌地域開発期成会臨時総会・地元要望
- 17 日 北海道町村議会議長会定期総会  
議長・事務局長研修会  
留萌管内町村議会議長会臨時総会
- 22 日 留萌地域開発期成会札幌要望
- 23 日 留萌地域開発期成会中央要望（東京都）
- 25 日 平成 27 年第 2 回定例会（第 2 日）
- 26 日 平成 27 年第 2 回定例会（第 3 日）  
全員協議会

## 7 月

- 7 日 北海道町村議会議員研修会（札幌市）
- 8 日 行政視察（浦臼町）
- 9 日 議会広報特別委員会（第 2 回）
- 16 日 議会広報特別委員会（第 3 回）
- 21 日 町村議会新任議員研修会（札幌市）
- 24 日 議会広報特別委員会（第 4 回）

## 編集後記

「どうする！間に合うのか？」  
これが今回の議会報作成に對する最初の感想。

今年二月の町長選挙にて16年振りに新たな首長を迎えて開会された、三月定例会。  
四月には町議会議員選挙が行

われ、三人の新たな議員が議場へ立った、六月定例会。

どちらも質問数が例年よりも多く、改選期をまたいだ合併号である今回の膨大な量の原稿と編集日程、加えて新メンバーでの初めての編集は、慣れない作業に四苦八苦しました。  
ともあれ、新メンバーでの新しい「議会だより」が完成した

ことは、委員会としての活動の大きな一歩だと感じています。

今回から新たな取り組みとして「議員紹介」のページを作り、各議員の抱負を掲載しました。今後、より一層新しい発想と研鑽を重ね、町民の皆様に親しまれる「議会だより」を発刊するよう努力して行きたいと思っております。

議会広報特別委員会

委員長 松倉 清道  
副委員長 酒井 倫明  
委員 豊田 敏巳  
小田 紀美恵  
大井 緑  
土橋 文夫